

平成31年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録 （1日目）

1. 招 集 年 月 日 平成31年3月5日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成31年3月5日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永 安 文 男 君	2	浜 野 亘 君	3	永 田 勝 美 君
4	長 谷 川 忠 君	5	阿 部 豊 君	6	橋 本 義 雄 君
7	平 田 康 範 君	8	須 藤 敏 規 君	9	川 副 善 敬 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼 企画財政課長	迎 雄 一 朗 君	事 業 理 事	川 内 野 勉 君	総 務 課 長	山 本 勝 憲 君
住民福祉課長	今 道 晋 次 君	税 務 課 長	大 平 弘 明 君	保 険 環 境 課 長	藤 永 大 治 君
会 計 管 理 者	内 田 明 文 君	水 道 課 長	橋 川 貴 月 君	産 業 経 済 課 長	藤 永 尊 生 君
農業委員会事務局長	金 子 剛 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君	建 設 課 長 補 佐	松 田 貴 継 君
建 設 課 長 補 佐	宮 原 良 之 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	松 本 孝 雄 君	議 会 事 務 局 長 補 佐	松 本 典 子 君
議 会 事 務 局 書 記	濱 野 聡 君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 長崎県町村議会議長会 平成31年 第1回議長会議
- (2) 平成30年度 東彼杵道路建設促進期成会 臨時総会
- (3) 西九州自動車道建設促進期成会 要望活動
- (4) 長崎県町村議会議長会 第70回 定期総会

2 議員派遣結果

- (1) 全国市町村国際文化研修所主催 平成30年度市町村議会議員研修
[2日間コース]防災と議員の役割
- (2) 佐世保市・平戸市・松浦市・佐々町主催 西九州自動車道建設促進大会

日程第4 町長報告

- (1) 報告第1号 専決処分した事件(和解及び損害賠償の額を定める件)
- (2) 西九州自動車道建設促進大会について

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会について

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② し尿・ごみ処理について
 - ③ 未利用町有地活用について
 - ④ 財政について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 農林業について
 - ② 幼児・学校・社会教育及び設備について
 - ③ 上下水道事業について
 - ④ 事業の進捗状況調査について

日程第7 一般質問

- (1) 7番 平田 康範 議員
- (2) 8番 須藤 敏規 議員
- (3) 4番 長谷川 忠 議員
- (4) 3番 永田 勝美 議員

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。ただ今から平成31年3月第1回佐々町議会定例会を開会します。
開会に当たり、町長より御挨拶をいただきます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。平成31年の3月の佐々町定例会の第1回ということで、議会にお願いいたしまして招集いたしましたところ、皆様方に、大変お忙しい中に全議員さんに出席いただきまして、誠にありがとうございます。

案件につきましては、19件の案件を提案させていただいております。皆様方にも大変お忙しい中でございますけれど、19件の議案について御認定をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

それから、4月から新しい年号がかわるわけでございます。どんな年号になるのか楽しみでございますけれど、平成の最後の議会になるのではないかと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。
これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、7番、平田康範君、8番、須藤敏規君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

3月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、3月5日、本日から3月15日までの11日間としたいと思います。

なお、本会議は、前半が3月5日、3月6日、3月7日の3日間の予定です。後半の本会議は3月13日、3月15日の2日間を予定しております。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

3月5日、本会議の1日目は、まず諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告4件。

2番目に、議員派遣結果2件の報告を私から行います。

次に、町長報告です。2件の報告を町長からお願いします。

次に、広域連合議会報告。1件の報告を総務厚生委員長からお願いいたします。

次に、委員会報告です。

1番目に総務厚生委員会、所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会、所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問です。

別紙質問通告書一覧表のとおり、7名の方のうち4名の方からの質問です。1日目は、一般質問終了後、散会となります。3月6日、本会議の2日目です。1日目に引き続き一般質問からです。別紙通告書一覧表のとおり、3名の方からの質問です。

次に、議案審議です。

議案第1号から議案第4号までの4議案です。上程順位については、議案番号順に上程を予定しておりますので、審議終了後、散会となります。

3月7日、本会議の3日目です。2日目に引き続き議案審議からです。議案第5号から議案第11号まで7議案、審議終了後、平成31年度の議案第12号から議案第19号までの一括議題とし、施政の概要と予算説明書の説明を求め、説明の後、議案第12号から議案第19号までの各会計のかがみの朗読を各担当課長が行い、終了後、延会となります。

次に、後半の3月13日、本会議の4日目です。平成31年度当初予算の議案審議、議案第12号から議案第14号までの3議案を予定しています。審議終了後、散会となります。

3月15日、本会議の5日目です。平成31年度当初予算の議案審議で、議案第15号から議案第19号までの5議案を予定しています。

続きまして、閉会中の所管事務調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。

本会議は、3月5日、6日、7日、13日、15日です。

お諮りします。本定例会の会期は、3月5日、本日から3月15日までの11日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、3月5日、本日から3月15日までの11日間に決定しました。

日程表に従って、議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の4件を私から行います。

資料の1です。長崎県町村議会議長会平成31年第1回議長会議が、平成31年1月29日に、東彼杵町総合会館において開催されました。長崎県町村議会議長会定期総会に向けての事業計画、予算等について協議を行っております。

次に、資料の3ページから9ページです。2番目は、東彼杵道路建設促進期成会臨時総会が、平成31年2月12日、会員、市町の首長、議長、各市町の商工会議所会頭、商工会会長等の会員が出席し、佐世保市九十九島ベイサイドホテルで開催されました。

議事として、東彼杵道路の今後の進め方について提案され、原案可決しております。

また、国道205号、佐世保東彼杵町東彼杵の計画段階評価への早期着手、有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討、国道205号針尾バイパスの早期完成について、決議が採択されました。

次に、資料11ページから14ページです。3番目に、西九州自動車道建設促進期成会要望活動が、平成31年2月14日に長崎県期成会会員が出席し、国土交通省長崎県長崎河川国道事務所において、長崎河川国道事務所長に西九州自動車道の整備促進について要望を行っております。

次に、15ページから33ページです。4番目は、長崎県町村議会議長会第70回定期総会が、平成31年2月19日に長崎県市町村会館で開催されました。会議の冒頭、表彰が行われ、自治功勞として16名の方にそれぞれ伝達されました。

17ページから23ページまで。報告第1号 会務報告が提出され、承認されております。

24ページから28ページです。議案第1号 平成31年度長崎県町村議会議長会事業計画案が提出され、原案可決されております。

29ページから30ページです。議案第2号 平成31年度長崎県町村議会議長会、歳入歳出予算案が提出され、原案が可決されております。

30ページから33ページまで。議案第1号 長崎県町村議会議長会、今の議長会の今後のあり方について提案され、今後、事務局体制について協議をされました。

33ページ、決議が提案され、採択をされております。

次に、議員派遣結果を報告します。1番目は、平成31年1月10日から11日に、滋賀県大津市全国市町村国際文化研修所において、防災と議員の役割についての研修会が開催され、議員1名が出席しております。

2番目は、平成31年1月26日、佐世保市江迎地区文化会館において、佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町主催西九州自動車道建設促進大会が開催され、議員7名が出席しております。

今、報告いたしました議長出席、会議報告4件、並びに議員派遣結果2件の関係資料は議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告、議会関係報告を終わります。

— 日程第4 町長報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、町長報告に入ります。

2件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、2件の町長報告をさせていただきます。

報告第1号の地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年条例第1号）第2条第1項第2号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。平成31年3月5日提出、佐々町長。

記。専決処分した事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（町道美渡世越線における物損事故）。2、専決処分年月日、平成31年2月1日。

以下の中身につきましては、建設課の課長補佐をもって説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（松田 貴継 君）

1ページ、1枚めくっていただいて、1ページ目のほうをお願いいたします。

専決処分書になります。専決第1号、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例（平成26年条例第1号）第2条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成31年2月1日、佐々町長。

昨年12月町道美渡世越線で発生いたしました事故の損害賠償の支払いに関するもので、その額が条例で定める100万円以下ということで、専決処分したものでございます。

事故及び損害賠償の詳細につきましては、1ページから4ページまで資料をつけておりますが、平成30年12月4日、午前11時10分ごろ、町道美渡世越線と真申美渡世越線の交差点付近におきまして、建設課道路維持作業班が草払い機による除草作業をしておりましたところ、反対車線を走行してきました相手方車両に、草払い機がはじき飛ばした小石がフロントガラスに当たり、損傷を与えたものです。

本事故につきましては、町側に全面的な瑕疵があるということで、記載しております損害賠償額を相手方へ支払い、示談が成立しております。なお、損害賠償金については、町が加入する総合賠償保険にて対応しております。

また、今後の町道等での草払い作業に当たりましては、作業時の周囲への注意や、パネルによる飛び石防止対策を講じるなど、事故防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

2番目の西九州自動車道の建設促進大会でございます。

これは、議長の報告にもありましたけれど、平成31年の1月26日に、佐世保市江迎地区文化会館におきまして、西九州自動車道建設促進大会を開催いたしました。

本大会は、県北沿線自治体にあります佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町の3市1町が主催を行いまして、長崎県西九州自動車道建設促進期成会の共催で、本自動車道の早期完成と全線開通を期待する地元の熱い思いを集結し発信するために、昨年の本町で開催いたしましたのに続きまして2回目となるものでございます。

大会には、本県選出の国会議員や、国土交通省九州地方整備局長等の多数の来賓をお迎えし、本町からも町議会議員の皆様をはじめ約70名の方々に参加いただきまして、全体で500名の規模の開催となりました。

大会では、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長から事業の進捗状況について詳細な説明をいただくとともに、江迎地区自治協議会会長による地元の熱い思いを伝える意見発表が行われました。

また、大会決議として、松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の早期完成と道路整備のための安定的な財源の確保を強く要望することを決議され、参加者全員による早期完成に向けた「団結頑張ろう」の三唱が行われ、盛会裏に閉会することができました。

当日御参加いただきました議員の皆様には、この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げます。

また、翌月の2月5日には、長崎県と3市1町の首長らによりまして、国土交通省や財務省等を訪問し、本大会における決議の報告と要望をしてまいりましたので、あわせて報告させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから、報告に対する質疑を行います。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

報告1号の物損事故の損害の件なんですけど、たびたび最近、この作業班といいますか、こういう方々の事故が、車両の事故とかこういう事故が多いように見受けられますけども、今後の安全作業の対策として考えておられることを、ちょっとお聞かせしたいと思います。安全対策。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（松田 貴継 君）

度重なる事故については大変申し訳なく思っております。建設作業班については、年に数回ほどビデオ閲覧による安全教育等を行っておりまして、特に草払いとか脚立作業による転落が多いものですから、特に重点的に現在行っておるところでございます。これからも定期的に2か月又は3か月程度に1回、安全教育を行いまして、事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

通常は作業を、道路沿いをするときは、業者については警備員の配置とか、そういうことを義務づけてされていると思うんですけども、行政についてはそういう義務づけというのはないのですか。警備員の配置とかガードマンとか、道路交通法の届け出をして道路沿いをするとか、そういう縛りはないわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

建設課長補佐。

建設課長補佐（松田 貴継 君）

外注でした場合は、場合によって警備員の配置が必要となりますが、直営工事をしている場合は、内規によりまして、交通誘導員を配置しなくて自前で配置することとしております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

そうしたら、今回ののはその内規にある警備員を配置して行ったけども、こういう事故が起きたということになるわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（松田 貴継 君）

申し訳ございません。今回は、警備員の道路敷きでの作業をしておりましたので、警備員の配置はしておりませんでした。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

今後このようなことがないように、内部的に町として、人事担当町長として何か当事者に対して、処分か何かされたんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

処分等といいますか、そういうことはちょっと行っていないんですけど、注意は行っています。

ただ、先ほど須藤議員さんがおっしゃられたように、建設課の作業班の事故というのが、かなりの件数が出ているということで、我々もそういうことで自覚はしています。

そういうことで、注意はいつも行っているんですけど、なかなかうまくいっていないということでございますので、また改めてみんなを集めて、そういうことがないように注意をして、やはり教育をしていかなければならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

議 長（淡田 邦夫 君）

質疑もほかにないようです。

以上で、町長報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、広域連合会議議員報告に入ります。

長崎県後期高齢者医療広域連合会議定例会について、総務厚生委員長から報告をお願いいたします。

5 番。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 登壇）

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

5 番、阿部豊でございます。私のほうから、長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出

席いたしましたので、報告をさせていただきます。

開催日時が平成31年2月19日火曜日、13時から開会。開催場所は長崎県市町村会館6階大会議室で行われております。会期については、2月19日一日のみということで、議席の指定が行われ、県内27名の議員で構成されております。佐々町においては、総務厚生委員長ということで私が出席させていただいております。

日程順ごとに報告をさせていただきます。

まず、同意議案第1号としまして、副広域連合長の選任につき議会同意を求めるという提案があり、副広域連合長は2名で構成されておりますけれども、うち1名を波佐見町長のほうでということで、連合長のほうから提案があり、同意、選任をしております。

続きまして、経過等の報告ということで総務課長から報告を受けております。国の医療制度動向ということで、平成30年12月21日に、平成31年度予算案が閣議決定されたこと。

今回は、10月からの消費税率引き上げ等のさまざまな対応が盛り込まれ、社会保障関係予算においても、診療報酬や薬価等の改定が実施される。また、後期高齢者医療制度においては、保険料の均等割に係る軽減特例、9割軽減、8.5割軽減について見直しがされたということでございました。

また、国に対する要望ということで、平成30年11月15日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会としまして、社会保障費が国の財政を圧迫していることを踏まえ、後期高齢者医療制度が安定した社会保障制度の運営を行うため、国による積極的な対応及び実現を求める6項目の提案を行ったとのことでした。

続いて、議案に入りまして、議案第1号 長崎県後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が提案されました。内容におきましては、先ほど申し上げました世代間の負担の公平を図る観点から、低所得者に係る保険料均等割軽減特例見直し及び保険料の均等割軽減判定に用いる額が改定されたことに伴い、必要な事項を定めた条例改正でございます。原案は可決しております。

続きまして、議案第2号 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算でございます。原案は可決しております。

議案第3号 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。これも原案は可決しております。

続きまして、平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、2億2,749万4,000円でございます。原案は可決しております。

続きまして、議案第5号 平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合特別会計予算でございます。当初予算額が2,152万6,000円でございます。原案は可決しております。

続きまして、選挙1、選挙管理委員会の委員4名及び補充員4名の選挙についてでございます。議長による指名推薦による提案でございまして、提案内容のとおり了承をしております。ちなみに、補充員4名のうちの1名が、本町の西尾選挙管理委員長でございました。

続きまして、議会運営の選任についてということで、任期満了に伴うもので、議長推薦による提案という形でございました。任期が平成31年2月21日から平成33年2月20日までということで、議会運営委員は総数8名ということで、統一地方選挙等も踏まえており、改選時期が異なる議員の提案でございまして、佐々町の私も選任の名簿に上がっております。提案内容のとおり了承されております。

最後に議会運営について、議長及び議会運営委員会に委任するということで決定しております。

以上でございます。

詳しくは議員控室のほうに置いておりますので、御一読いただければと思います。

以上です。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、日程第5、広域連合議会議員報告を終わります。

— 日程第6 委員会報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。

5番。

総務厚生委員長（阿部 豊 君）

5番、阿部豊でございます。私のほうから、総務厚生委員会報告をさせていただきます。

開催日時は、平成31年2月13日、10時から開会いたしました。開催場所は佐々町役場3階第一会議室でございます。出席者は委員全員5名でございます。

今回の所管事務調査は4件、条例等について案件5件、し尿・ごみ処理等について、未利用町有地活用について、財政についてでございます。その他、報告11件を受けております。

順次、案件ごとに報告をしたいと思います。

まず、条例等について。

佐々町職員定数条例の一部改正について、今回予定されております議案第1号の内容でございました。執行のほうから、昨年11月、所管委員会へ提案し取り下げをしていた内容でございますが、幼稚園が平成30年3月廃園となった部分について、教育委員会と教育委員会事務局及び学校及び学校以外の教職員機関の人数、それと町長部局の人数を変更する提案を予定しておるということでございました。

定数全体は変更なしということで、委員のほうから、「町立幼稚園廃止に伴い、保育所職員2名の町長部局への移行は理解するが、その他3名の教育委員会事務局配置は理解としては不明である。民間委託による定数削減の意味合いがあったのではないかと、特別な事情があるのか伺いたい。また、定数管理、平成34年度までは106名、精査をした管理計画ではないのか。定数管理のように実行しないのか。」という御意見がございました。

回答としましては、「定員管理は、最低限必要な増員数という形で計画を策定しており、定数は職員の限度数という条例の定数である。最終的には、来年度の企業会計を含め、定数条例改正が出てくるが、業務量等を含めた定数判断は難しい面がある。努力をしたい。」という回答がございました。

この案件につきましては、次の議会で提案予定も含まれており、各議員へ十分な検討等をお願いし終了しております。

続きまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。今回提案されております議案第2号関連でございます。

目的としまして、「平成30年6月に成立した働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、民間労働法制においては罰則付きの時間外労働の条件規制が導入された。公務員においても、8月人事院による公務員人事管理に関する報告を得て、平成31年2月に超過勤務命令を行うことができる上限等を人事院規則で定め、平成31年4月施行をする。この措置を踏まえ、本町も超過勤務命令を行うことができる上限を定める所要の改正を行いたい。」という内容でございました。

基本的に、1年360時間、1か月45時間以下の設定、また他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員については例外規定もあるということで、施行日は平成31年4月1日でございます。

委員のほうから、「特例業務大規模災害等でございますが、公務員は特別で、大規模災害のときは1か月100時間を超えても仕事をさせることがあると言っているのか。また、その際は健康管理については留意することとなっている。詳細説明を求む。1年360時間、1か月45時間、佐々町の現状はいかになっているのか。他律的業務が該当する部署はいかに。」という御意見がございました。

委員会としましては、次の議会で提案予定も含まれており、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

続きまして、佐々町学童保育条例の一部改正でございます。

今回予定されております議案第3号関連でございます。内容につきましては、口石学童保育に第3学童保育を追加したいということで、定員15名増。学校の空き教室を利用したい。理由としましては、平成30年度長期休暇時に定員120名を超える受け入れの実績があり、所要の改正を行いたいということでございます。

委員からは、「学童保育の単位増と詳細計画を伺いたい。また、児童数15名増、指導者増となるのか。」というような御意見が出ております。

委員会としましては、次の議会で提案予定も含まれており、各委員へ十分な検討をお願いし終了しております。

続きまして、佐々町介護保険条例の一部改正についてでございます。

この案件につきましては、関連法令2件が国会通過をしておらず、予定ということで説明を受けております。ということで、今回議案としては上程されていないというような内容でございます。

改正の趣旨としましては、平成31年10月消費税引き上げに合わせ、介護保険軽減強化を実施するものということで、平成31年4月から1段階から2段階、3段階にも軽減を適用する予定という内容でございました。

委員からは、「仮に国会が通らなかった場合はいかに。国会通過がない場合、条例作成及び提案はいかに。」というような御意見があり、執行からは、「国会通過の時期がずれ込めば専決処理をさせていただく。」旨の回答を得ております。

委員会としましては、次の議会で提案予定も含まれておりまして、各委員へ十分な検討をお願いし終了しておる次第でございます。

続きまして、災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正でございます。

議案第4号関係でございます。

平成30年6月27日交付の第8次地方分権一括法の中での災害弔慰金の支給に関する法律、また平成31年1月30日交付、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う佐々町の条例の一部改正が必要ということでございました。

改正内容としましては、貸付利率3%でございますが、これが市町村の裁量により3%以内が可能である。償還方法につきましても、年賦半年が月賦も可能というような内容でございます。また、保証人が必須でございました、現状。これを保証人の設置義務を削除し、市町村の裁量にゆだねられたという内容でございました。

佐々町としましては、「利率は3%以内と定めたい。また、保証人については、災害援護資金を、県から借入れ、償還するということで、返済が滞った際の対応を考え、保証人は設定していく考え。」というような執行の説明でございまして、委員のほうから、「保証人はすべてとる考えか。法が求めた趣旨に反するのではないか。市町村裁量としている。基準緩和の方向ではないか。規則等で制定すれば、ケース・バイ・ケースの対応が可能では。」というような御意見が出され、執行としましては、「規則での対応という部分については、少し幅を持って検討し

たい。また、各自治体も対応をされておるということで情報収集を行い、3月議会対応を検討する。」というようなことでございました。

次の議会で、提案予定も含まれており、各議員へ十分な検討をお願いし終了しております。条例等については、次のし尿・ごみ処理等についてでございます。

下水道投入施設基本計画案についてでございます。

平成30年度下水道投入施設基本計画業務報告概要版により説明を受けております。「施設の必要性、民間委託等の費用比較、近年のし尿処理施設整備に関し、下水道整備実施の自治体は、施設の有効活用の事例が増加しておる。佐々町においても接続した有効活用ができないかということで検討を進めておる。」ということでございました。

検討内容の4検討案件について説明を受けております。

委員から、「4案あって1案及び2案が妥当、課題解決に向け1年ほど要すという理解をしたが、執行において、1案か2案か早期に決定し取り組まないと、なかなか先には進まないのではないか。財源及び費用が少額で済むようその方式等を早期に示していただきたい。また、性能発注方式及び図面発注方式、その供用開始までの期間が倍違うことの詳細説明を求める。また、搬入経路は1日に何台ぐらいとなるのか。」というような御意見がっております。

また、この案件は、総務厚生委員会で調査研究を行っておりますが、町の重要政策であり、全議員で知っておくべき事項であるということで、全員が知り得る状況となるよう産業建設文教委員長へつなぎ、調査案件としては掲げられなかったとしても、報告事項でも執行部からの説明を求め終了しております。総務委員会としましては、継続調査案件としております。

続きまして、未利用町有地活用についてでございます。

進捗状況について説明を受けております。平成30年度進捗状況、今後のスケジュール、隣接土地所有者の協議ということで、現況の報告を受け、調査を行った次第でございます。

委員会としましては、初期の目的達成のためスムーズな対応を求め、継続調査案件としております。

続きまして、財政についてでございます。

事業実施計画について説明を受けました。10年間の事業計画資料、事業実施計画を財源分析、グラフ化したもの、財政計画の見直し資料により説明を受けております。

町としましては、「4事業、し尿前処理施設建設事業8億3,021万、クリーンセンターごみ処理施設長期化事業37億160万円、学校給食施設整備事業6億8,100万円、庁舎建て替え検討事業25億5,600万円、この4事業を優先して取り組む前提での収支見通しで、10年間の財源不足として30.6億円。これに際しては、基金取り崩しの対応を計画しておく。特定目的基金条例制定の課題はあるが、現在49億円の基金が、平成40年度までに19億3,800万円ということで、30億円ほど取り崩す見通しである。」というような説明を受けております。

町長から、「平成34年、36年が一番のピーク。この事業費で行っていきけるか懸念もある。気がかりは公営住宅関係の建て替え。こちらを先延ばしにさせていただき、実行したい。」という考えでございました。

委員のほうから、「起債の平準化の考えからすると無理のある計画ではないか。使用料を上げる、遊休町有地売却を実行するのは非常に大変であり、業務量は増大となる。組織的体制はどのような考えか。全部債務負担行為で行うのか。また、単独補助及び事業は今後無理になるのではないか。管理運営と会計年度職員で8,000万円増、指定管理者制度の検討はいかに。会計年度職員での人件費増、コストパフォーマンスを含めた検討はいかにされているのか。」そういった御意見が出され、委員会としまして、継続調査案件としております。

また、各委員からの指摘もあり、全体的な大きな事業、全員が知り得る機会を議長にお願いしております。

その他報告です。11件の報告を受けております。会計年度任用職員について、現在の検討状

況、今後のスケジュールについて資料により説明を受けております。

2 件目、職員研修についてでございます。

土木技術職員 1 名を 1 年間、長崎県建設技術研究センターへ派遣を行いたい。所期は若手職員の派遣ということで、目的としましては工事の積算、検査、施工管理等技術的な研修を行い、職員の能力アップを図るということでございます。

3 点目、ふるさと納税寄附状況について、資料により説明を受けております。平成27年、30年度までの実績、現状報告を受け、今年度においては 1 月末で 1 億1,687万円、非常に増額状況にあるという報告を受けております。

4 点目、松浦鉄道株式会社に対する補助金についてでございます。資料により説明を受けております。nimocaカード導入に伴う補助金ということで、目的としましては公共交通機関としての公共性、利便性向上のため、補助率、国 3 分の 1、県市町 9 分の 5、事業者 9 分の 1 ということでございます。

導入時期が平成32年 4 月運用開始ということと、またあわせ西肥バスもnimocaカードの導入予定ということで、補助について町村会で決定されているという報告を受けております。

5 点目、学童保育について。資料により説明を受けております。現在のプロポーザルを実施し、事業者の決定をしたということで、平成30年11月 1 日告示、期間内の応募者が 1 者であったが、事業選定委員会の13名において決定をしておる。契約期間は 3 年間ということでございます。

6 点目、地域福祉計画に関するアンケートについてでございます。現在、全世帯アンケートを実施しておるということで、2 月末が期限。結果を 3 月中旬予定の予算勉強会の折に、参考資料として説明を予定しておるということでございます。

7 点目、民事訴訟の経過について。平成30年 8 月 3 日、委員会へ報告した町有地の墓地に関する土地の所有権移転登記手続請求事件が12月に決定。平成30年12月 7 日、民事調停法17条に基づく調定にかわる決定がなされ、2 週間の異議申し立て期間に異議申し立てがなかったということで、訴訟の取り下げが行われたものとみなされているということでございました。

8 点目、相浦発電所廃止に伴う環境保全協定等についてでございます。資料により説明を受けております。九州電力相浦発電所が、平成31年 4 月に廃止が予定されております。昭和40年代に運転を開始され、関係自治体との間に環境保全協定締結がなされておると。今回の廃止により協定等も廃止、現在調整協議を行っているということでございました。

9 点目、国民健康保険事業納付金についてでございます。資料により説明を受けております。平成30年度から都道府県化されておりまして、町は県から示された納付金を納付するような形でございます。平成31年度が約 3 億8,000万円、対前年比としまして約3,800万円の増でございます。

主な変動要因としましては、70歳以上の方が増加することにより、8 割給付する方が増になるということで、平成31年度の本町の当初予算としましては、国民健康保険税率は据え置きで、財政調整基金取り崩しによる対応を図りたいということでございました。

10点目、財務規則の一部改正について。資料により説明を受けております。平成31年度実施予定のコンビニ収納を実施するに当たり、収納事務を私人に委託する規定が財務規則にない。新たに規定を設け対応するというところでございます。また、今回コンビニ収納及びスマートフォン利用の収納も可能ということでの対応を図られるということでございます。

11点目、その他でございます。平成31年 2 月 7 日、全員協議会の折に、西九州自動車道佐々松浦道路、大新田地区から志方新田地区までの工法変更でございます。盛土から高架になったということで、潰れ地はどの程度減少したのかというような質疑がなされておりましたが、即答できなかったということで、その他のところで報告を受けております。建設課参事のほうから、国土交通省に確認したところ、図面上算定で約 1 万9,000平米、潰れ地が減少したというこ

とで確認をしておるということでございました。

以上でございます。

以上で、総務厚生委員会報告を終わります。

（総務厚生委員長 阿部 豊君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いいたします。
6番。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 登壇）

産業建設文教委員長（橋本 義雄 君）

6番、橋本です。所管事務調査の報告をいたします。

産業建設文教委員会所管事務調査を、平成31年2月8日に調査研究を行いましたので報告をいたします。所管事務調査として5件、その他報告7件を受けました。

初めに、農林業につきましの佐々町新構造改善加速化支援事業の実施についての説明を、産業経済課課長より行いました。「現在、新規就農に向けて2名の方を予定して進めています。トマトの生産、イチゴの生産の方。トマト生産については、現在、町内の農家で研修を受けておられ、イチゴ生産は、地域おこし協力隊のほうを進めています。」との説明。

産業経済課課長より、目的、事業費についての説明がありました。事業費については、「新規就農者ミニトマトハウス10アールについては、総事業費3,250万円。内訳として、県補助金2分の1内の上限1,000万円ということで1,000万円。町補助金3,250万円の5分の1、650万円、自己負担1,600万円。イチゴの分については、ハウス13アール、総事業費が4,250万円。内訳として、県補助1,000万円、町850万円、自己負担2,400万円。」との説明がありました。

委員より、「今の農業をされている方の呼びかけはなされたのか。地区はどこでされるのか。今後、新規就農をされるのであれば、地域の営農組合に加入されるのか。自己資金が1,600万円と2,400万円が必要になるが、本人の確認はされたのか。収支計画を立てて取り組んでおられるのか。イチゴ農家の1反以上の作業は大変な作業となるが、新規就農で可能なのか。」など多くの意見が出され、事業についての反対意見ではなく、心配する意見のほうが多く出され、もう少し研究する余地があるということで継続調査といたしました。

次に、教育委員会より、小中学校空調設備設置工事に係る進捗状況及び今後のスケジュールについての説明を受けました。「小中学校とも実施設計に入り、佐々中学校は1月15日に完成。口石小学校、佐々中学校においても本日完成。本日とは2月8日のことです。現在、国のほうに補助金の繰越承認の手続きをとっている最中。」とのこと。「入札を2月25日に予定をしている。」との説明がありました。

委員より、「全国の小中学校、高校で実施されるので、空調設備の機器の確保についていろいろと協議がなされ、執行より機器が入るかどうかは未定で情動的なものも余りありません。ただ、急ぎ手続を行っていきたいと考えている。」という事で、この件につきましては、当委員会としましては継続調査といたしました。

次に、佐々町公共下水道事業の公営企業会計への移行について、執行より説明、公営会計移行スケジュール表により説明をされました。移行の準備、固定資産台帳整備、各種システムの整備、移行事務ということでの説明を受けました。

委員より、「時期がずれたことによって資産整理が新たに発生する費用はどのくらいなのか。既存システムの活用と企業会計システムの導入とあるが、ハードは変えないでソフトだけでい

いのか、新たに購入するのか。購入するとしたら、消費税が上がる前に買わないと不効率ではないのか。」など意見があり、回答として、「固定資産の台帳整理分につきましては延伸をさせなく、予定通りの移行をしておりますも、業務としては追加で出てきた整理で、延伸で出てきたものではありません。上水道のシステムと下水道のシステムということで内容が分かれています、下水道のシステムを導入するということで、その中に入れ込んでいただくというような形になります。」との回答。この案件につきましては、当委員会といたしましては継続調査といたしました。

次に、投資的事業の進捗状況について、建設課、水道課、教育委員会、産業経済課の順で、117事業の説明を受けました。委員より、「農地災害復旧工事については、水稻作付に影響を及ぼさない状況で工事を完成させたい考えはあるのか。水道橋他3橋橋梁補修工事の関係で、岩が出て大変な工事になっていると聞くが、どうなっているのか確認しておきたい。佐々幼稚園の解体工事で段差があるが、最終的にどうされるのか。」という質問があり、回答として「水稻の作付ができるよう工事を進めていきたい。水道橋他の工事につきましては、右岸、左岸、下部工の状況が違い、コンサルも交えて地盤の支持力の調査を行いまして、その後、工法決定をして、今現在進めています。」とのこと。「道路高に両方すべて合うよう聞いています。」という回答で、この案件につきましても、当委員会としては継続調査といたしました。

次に、その他報告として7件報告を受けました。産業経済課より、事業の繰越について、佐々町の運動部活動に係る活動方針の策定について、東彼杵道路について、建設課の事業繰越について、和解及び損害賠償の専決処分について、水道事業の繰越について、その他の7件を受けました。

お手元に配布しております産業建設文教委員会の報告を御一読お願いいたします。報告を終わります。

（産業建設文教委員長 橋本 義雄君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

委員長からの報告は終わりました。

以上で、日程第6、委員会報告を終わります。

11時5分まで暫時休憩といたします。

（10時55分 休憩）

（11時05分 再開）

— 日程第7 一般質問（平田康範議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、7番、平田康範議員の発言を許可します。

7番。

7 番（平田 康範 君）

議長より質問の許可をいただきました、7番、平田でございます。

本日は、一問一答で最初に佐々町の重要課題であります、ごみ処理方針について質問をさせ

ていただきますけども、実はこの質問通告書を提出した後日にですね、総務厚生委員会が開催されておりまして、委員会の会議録をこれは3月1日にいただきましたので、内容については十分には理解できていない部分もありますけども、やはり本町の重要課題であるごみ処理の今後の方針等についてはですね、本定例議会で明確な方針を示され、町民の方と共有すべき問題だろうと判断し、本日質問をさせていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、基本ですね、質問通告書に沿って質問をいたしますけども、一部会議録をもとにした質問もいたすと思いますので、この点については御理解をいただき早速質問に入りたいと思います。

平成20年3月に、当時の江迎町、それから鹿町町を含めた佐世保広域北部塵芥処理一部事務組合で一般廃棄物処理基本計画を策定されており、その後、市町村合併により組合組織が解散をいたしております。

当初の計画では、平成19年度から平成33年度の15年間の計画期間となっておりましたが、平成22年度からは佐々町単独で運営することとなり、平成26年3月に一般廃棄物処理基本計画が策定され、平成26年度から平成35年度までの10年間、これを計画目標と定め、平成30年度が中間目標年度とされております。このごみ処理基本計画の中でですね、事後評価と継続的改善が掲げられ、ごみ減量化と目標値の達成状況が、環境型社会の達成度の目安になるということから、ごみ減量化と目標値の達成状況、これをチェックしながら政策評価と継続的なシステム改善を行うとされておりますけども、このごみ処理にかかる政策評価、これにつきまして今日どのような評価をされているのか、まず伺いをしておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、7番議員の平田康範議員の御質問でございますけど、一般廃棄物の処理方針についてということで御質問がっております。

現在の基本計画をどのように評価されているかということでございまして、現在の一般廃棄物処理計画の中のごみ処理の基本計画では、ごみの排出抑制の目標といたしまして、中間目標の年度であります平成30年度の1人当たりの排出量、平成24年度と比較しまして12%を削減しながら、1人1日当たり954グラムとするということで目標にしているわけでございます。

しかしながら、平成25年度に策定いたしました本計画では、平成30年度の行政人口というのが予測値を1万3,160人と見込んでおりましたが、現在の行政人口というのは御存じのとおり1月末現在で1万3,994人でありまして、6.3%の増加となっております、このため本年度の1人1日当たりの排出量というのが980グラムの見込みでありまして、目標値の2.3%増という状況にありますが、やはり人口の伸び率と比較すると1人当たりの1日当たりの排出量の抑制というのはできているのではないかと考えているところでございます。ごみの排出抑制につきましては、今後ともですね、やはり引き続き事業系のごみ対策推進とか、それから生ごみの排出抑制とか、ごみの分別の排出、徹底とか、ごみの排出の分別ですね、やはり十分やりながら取り組みをしていかなければならないと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

ただ今のごみ処理の取組み、これについての評価、これをお聞きいたしましたので、関連してごみ処理方針について伺いをいたします。

先ほど申し上げました平成26年3月に策定されております一般廃棄物処理基本計画で、おおむね5年ごとにごみ処理に関する諸条件、これが大きな変化があった場合などを必要に応じて見直しを行うということになっております。

そこで、平成30年度がこの見直しを行う年度であったわけでございますけれども、長崎県廃棄物処理計画に掲げられております佐世保市、平戸市、松浦市、それから東彼杵町、川棚町、波佐見町、そして佐々町、この3市4町の広域ブロックの協議、またさらには西九州させば広域都市圏協議会での広域処理などが協議中であり、この見直しについては今日に至っているということにつきましては理解をいたしておりますけれども、本町が重要課題で掲げておりますこのごみ処理につきましては、西九州させば広域都市圏形成の協議の中で、連携事業と同等の事業と捉え、直ちに協議に入ることが約束されておりました。しかしながら、今回、西九州させば広域都市圏形成から離脱をいたしております。また、佐世保市長はですね、12月25日の会見で町との広域行政の協力関係を整理し検討するということを述べられております。そのようなことから、今後、このごみ処理については佐世保市との広域処理、また長崎県が掲げております3市4町とのブロック協議もできない状況になったのではと考えられます。

そこで、伺いいたしますが、委員会ですら、先ほどの委員会で施設の長寿命化の方針を示されていますけれども、今後は町単独での運営を行い、広域処理については一切考えていないということで捉えていいのか伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今御質問がありました、ごみ処理の広域化につきましては、長崎県のごみ処理の広域化方針というのが先ほどお話がありましたように、佐世保市、佐世保県北ブロックということでの状況としまして各施設ではやはり新施設の建て替えとか、それから大規模改修が進んでいる施設、それから施設の整備中の施設もありまして、それぞれですね、市町の実情を踏まえた施設の整備がされているという中で、現状での広域化とか、それから広域処理に関する協議というのは非常に難しい状況であるわけでございます。

また、先ほど平田議員がおっしゃったように、西九州させば広域都市圏への検討協議というのも現時点では困難な状況であるわけでございます。このようなことから、本町としまして、先ほども議員が申されましたように、本町のごみ処理につきましては、やはり供用開始からもう23年が経過しているわけでございますので、やはりそういう既存の施設の長寿命化というのを我々がやっていかなくてもならないんではないかと考えているわけでございます。既存の平成6年にこれは供用開始されておりますので、やはり平成22年から先ほどお話がありましたように、今、町として単独運営を行っているわけでございます。やはりこの直近の補修費用というのがですね、やはり毎年6,000万円程度かかっているわけございまして、やはりそういう費用がかかるっていう状況でございますので、やはり計画的な補修修繕というのは要るわけでございますけど、やはり老朽化というのが緊急なことでございまして、やはり緊急的な対応というのもやはりやっていかなきゃならないということで、やはりこのことを総合的にですね、考えれば、やはりごみ処理施設というのは長寿命化というのをやらなければならないんではないかと考えていますし、町全体の計画の中でもこの重点事業ということで、先ほど委員長からも報告がありましたけど、やはりそれを計上をしながらですね、我々はこれを早急にやってい

かなきゃならないということで考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、長寿命化ということで方針を示されましたけども、次にですね、新年度予算計上について伺いたい旨、通告をいたしておりましたけども、今回事業費を計上されていますので、関連してですね、お伺いをいたしたいと思います。

既存の施設は先ほども申されましたように平成8年に操業を開始し、平成22年度より本町単独で運営し、創業以来ですね、23年を迎えた施設であります。このごみ処理施設については、平成26年12月議会において大規模改修した場合、約7億円以上の修理代、それから新設では約25億円の費用が必要になると示された経緯もあるわけですが、今回事業計画でクリーンセンターの長寿命化事業として平成31年度以降の事業が示されているわけですけども、今日までですね、毎年施設の修繕等を行っており、塵芥処理費で平成27年度は約8,800万円、それから平成28年度は約4,100万円、平成29年度が約7,100万円と今日まで多額ですね、修繕料を投じております。また、本年度におきましてもごみクレーン補修で473万ですか、それから焼却炉及び廃溶融炉等の修理、それで2,840万円程度の費用を要してですね、今日まで費用を相当投じて施設の長寿命化を図ってきているということは事実であるわけですけども、新年度から老朽化が進むクリーンセンターの長寿命化に向けた基幹的設備改良事業を実施するために、今回ごみ処理施設整備基本計画策定業務委託料が計上されております。今後、この事業財源、これを含めて整備計画が策定されと考えられますけども、実は平成26年5月に、それから8月の総務厚生委員会、それから9月の全員協議会において一部民間委託について協議されましてですね、民間委託した場合は年間3,000万円の経営縮減ができることも示された経緯もあります。しかし今回施設の建て替え、それから一部民間委託ということではなくしてですね、長寿命化での取組みを示されたわけですけども、この方針というものは佐々町公共施設等整備計画、これに基づき検討され、そして予算計上されたのかをお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これはこの前総務厚生委員会でも調査研究をお願いいたしました、この産業建設委員会を議会中に調査研究をお願いさせていただきたいと思っておりますけど、やはり町としまして民営化もちろん候補に上げて計算をいたしました。民営化すれば一時的には多分安くなると思います。ただ全体的に金額的に考えれば、長寿命化したほうがですね、町としてはいいんではないかということに結論に至ったということで、これは後もって報告をさせていただきますけど、先ほどお話がありましたように、最近の5年間ということで全体的にですね、2億8,000万円を修理に使っているんです、22年、5か年間で。だから、そんな2億8,000万円使って、また今からずっと修理していくというのなかなかですね、財政的に厳しいわけでございます。また、佐世保市との協議っていいまでも、これも5年後ってということでめんどですね、お話がっておりますので、それまでにやはり修理っていうのが莫大な費用がかかるわけでございますので、そういうことを考えればですね、やはり長寿命化をせざるを得ないんじゃないかということで町としては考えておりまして、この前の事業計画の中に上げたということでございます。

費用が37億ですかね、大体計画が37億ぐらい全体的にやればかかるんですよ。だから、そこ

ら辺がですね、今から財政的に厳しくなるわけでございますので、そこをどうするのかというのはもちろんいろいろあるわけでございますけど、町としてはそういう事業計画を上げて今回基本計画といいますか、そういう基本計画をするためにですね、予算を上げさせていただいたということでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7 番。

7 番（平田 康範 君）

基本設計等についてはですね、また決算の折にいろいろ説明もあろうかと思いますが、長寿命化を図るということで取組みをされるということですけども、やはりこの施設整備にかかるですね、何と言いますか、特別委員会ですか、そういったものの設置というものについてもやはり検討すべき問題ではなかろうかということでお尋ねするわけですが、今後、庁舎整備事業とか、あるいは先ほどから出ております学校施設整備事業などが示されておりました、基金をはじめとする国、それから県の支出金、また起債等ですね、そういった財源的なものはですね、今後やはりずっと検討をされていかれると思うんですけども、このごみ処理施設に関する問題はですね、財源的なものに限らず、やはり町民に直結する事業でございましてですね、持続的な施設運営の確保など、やはりいろいろな検討課題、これを踏まえた中で今後の整備事業、計画、これが策定されることが重要であろうと思うわけですね。そういうことから、町民全体の問題と捉えてごみ処理にかかる政策の展望とか、あるいはビジョン、これをやはり町民の方と共有するための過程としましてですね、行政側のコンサルトだけで結論を出すことなく、やはり町民の声を聞きながらとり進めることも必要ではと思っております。

委員会の中でも町長述べられておりますけども、町民の方によく説明をしながらやっていきたいというようなことも申されております。そういうことからですね、このごみ処理施設整備基本計画の策定に当たっては、何らかですね、例えば施設整備検討委員会、そういったものの設置というのも一つの考えではないかと思うわけですが、町長はどのような見解をお持ちか伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

庁舎建設のほうも今検討しているわけでございますけど、これはやはり住民の方にもきちっとこれは説明会をして説明をしてやっていかなきゃならないと。これは平成32年度に起債措置っていいですか、国の起債がですね、なくなるという、法律がなくなるということで、これを早くやらなければ補助金をあげませんよということになっていますので、これについてはやはり町としてやはりやらなきゃならないんじゃないかと。もう耐震がこの庁舎がだめですので、やはりそういうことは考えているわけでございます。

ただそこは説明会といいますか、そういう住民の方もですね、中にも入っていただいて、やはりそういうことをやらなきゃならないと考えているわけでございますけど、このごみ処理施設のやはり整備方法の基本方針といいますか、そういう調査研究、意見取りまとめるお話がありましたように、基本計画の策定委員会というのを設置というのも検討を行いました。行いましたけど、やはり施設の整備については建設場所の課題ということもいろいろあるわけでございますけど、これは平田議員も御存じのとおり新設ではなくてですね、今の施設をやはり基幹的な設備改良を行うということで町としては考えているわけございまして、そこの中で長寿

命化対策をとるということで考えておまして、やはり今老朽化している既存の施設をですね、やはり利用してやっていきたいと考えているわけございまして、この委員会設置というのは現在は今予定していないわけございまして。ただ、この本町のごみ処理施設の整備に関してといたしますか、この基本計画を策定するということで先ほどお話がありました。やはりそれを考えればですね、やはり議会の所管委員会のほうへですね、十分調査をお願いして、そういう議会の中でですね、考えていただければ、していただければと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、1 項目めのごみ処理関係についての質問は最後になろうかと思うわけですが、県への支援協力について伺いをいたします。

昨年11月、県への要望活動がされておりますけれども、この中で佐々町におけるごみ処理の確保に対する県への支援ということで、西九州させば広域都市圏協議会における広域処理が実現されるまでの間、佐々町におけるごみ処理の確保に全力を尽くしたいと考えますので、県の御指導、御支援について各段の御配慮をお願いいたしますという内容で要望されております。しかしながら、情勢は先ほどから言いますように、大きく変化をいたしました。今後、このごみ処理関係について県にどのような支援協力、そういったものを要請しようと考えておられるのか、最後にお伺いをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ごみ処理の県への支援というのをこの前も昨年11月ですか、県のほうに議会の皆さん方とともに要望活動ということで、佐々町におけるごみ処理の確保ということで県に支援をしていただきたいということでお願いをいたしました。要望させていただいております。

県への要望の時点から現在の情勢が変わっているわけございしますが、やはりこの情勢が変わったといえますか、広域連携のあの話は多分、これはまあ別としてですね、これは県のほうはそういう特段何ら変更はないと思います。やはり本町のごみ処理の整備ということで県としてはやはり補助事業ということで町もですね、扱ってお願いを、採択を、支援していただくようにお願いしますし、また、計画策定にしましてもですね、町として指導を引き続き要望といえますか、そういうことをやっていきたいと考えております。

また、中長期的な観点からのごみ処理の広域化につきましても県に支援とか要望もあわせて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、次の2 項目めですね、働き方改革関連法案について質問いたしますが、実は民間労働法制である労働基準法第39条、これについて有給休暇取得の義務化に関連して伺いをいたします。

1点目であります、民間においての働き方改革は一億総活躍社会を実現するため、非正規雇用者の処遇改善や長期労働の是正など、労働制度の抜本的な改革を行うものでありまして、国においては平成30年6月29日に働き方改革関連法案が可決成立し、本年の4月1日より施行されることとなっております。今日まで有給休暇を使うかどうかはですね、本人に任せられ、1日も休暇をとらなくても構わなかったわけでございますけども、本年4月以降は最低5日は休暇をとらせないと6か月以内の懲役とか、あるいは30万円以下の罰金が科せられるというようになっているようでございます。

地方公務員法制とそれから民間労働法制、これは別物でありますけども、労働基準法第39条の有給休暇取得の義務化についてはですね、やはり行政法の一環として、今後何がしかの影響も出てくると思われるわけでございますが、どのような考えをお持ちか、まず伺いたいします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

この有給休暇、先ほどお話がありましたように、5日間をとらなければ法的に罰せられる、きょう朝こういうことでテレビでも放送がございました。

この有給休暇の取得の義務化ということにつきまして、地方公務員の法制と、それから法制と照らし合わせたときについていうことで今お話があったと思っております。やはり地方公務員については、労働基準法の規定については一部を除き適用されるということになっておりまして、今回の労働基準法の改正というのが第39条第7項及び第8項で、労働者に対し年に5日の年次有給休暇を取得させることを使用者に義務化する規定についてというのが先ほどお話がありましたようにそれが追加されているわけでございます。この規定につきましては、地方公務員法の公務員適用除外規定に記載されていない条項のためですね、本町の職員にもその労働基準法が適用されるということになりますので、適用されるということになるわけでございます。

今までも、本町としまして、夏季に7月から9月に夏季休暇3日間とこの取得とあわせて、やはり計画的な年次有給休暇の取得を促してきているところでございまして、私としまして、やはり年次有給休暇の取得については、職員のですね、心身のリフレッシュとかワークライフのバランスにおいても重要であると考えておりますので、そういうことで町としても対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、2点目について伺いたいします。

労働基準法ではですね、労働者の、先ほど言われましたように心身のリフレッシュを目的として、一定の要件を満たした労働者に対して、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定をいたしております。

しかしながら、職場への配慮、それからためらい、そういったものが一つの理由としましてですね、取得率が低調な現状にありですね、年次有給休暇の取得促進が課題であったということから、今回この労働基準法が改正されたということでございます。

内容は、10日以上年次有給が取得できる民間事業従事者に対しては、年次有給休暇の日数のうち年5日については使用者が時期をですね、これは時期を指定しなければいけないんです

が、時期を指定して取得させることが義務化されております。

そこで、2点目としてお伺いするわけですが、本町職員の取得率、これはどのような状況なのか。それからまたですね、類似団体、それはどのような状況なのか、もしわかればですね、お伺いをいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

御質問の本町の職員の有給休暇の取得状況と、類似団体の状況についてということでございますが、本町における平均の有給休暇取得日数は平成30年度、ですから30年1月から12月までが平均で8.3日、平均してですね、類似団体の川棚町でいえば11.1日、県内の町村でいけば、私の記憶している限りにおいては平成29年度で10日前後ということ聞いております。

この中で有給休暇の取得日数が5日以上、すいません、5日に達していない職員、その人数が約31名、全体の32%程度になっております。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（平田 康範 君）

今、類似団体とかですね、本町の職員の取得率をお聞きしましたけども、やはりほかの自治体と比べて若干取得率が悪いという状況であるようでございます。そういうことで、国家公務員の勤務時間、これは1日7時間45分ということになっておりまして、これは法律で決まっておりますけども、そうしますと1週間でいいますと38時間45分、この地方公務員の勤務時間もですね、基本、同じ内容で、条例で定められていると思うわけですが、一方民間においては1日8時間、それから週40時間が法定労働時間ですか、となっております。民間それから公務員を問わず、この時間を越えて残業をしてもらう、その必要性は常にあると私も考えますけども、民間においてはこういった残業については36協定を結び、労働基準監督署に届け出て時間外労働を合法化しておくという必要がございますけども、このほかにですね、労働時間の対価が支払されないサービス残業、これも多く見受けられ過労死などですね、大きな社会問題になっているのも現実であります。

本町の業務といいますか、事務、そういったものを考えてみますとやはり介護保険サービスとか、それから児童福祉、それから老人福祉、国民健康保険の給付、そういった法律、それから政令により事務処理が義務付けされております自治事務とですね、それから国が本来果たすべき国政選挙とか、それから旅券の交付、それから戸籍事務、生活保護、そういった法定受託事務、これがございまして事務量も多くですね、多岐にわたっているということについてはわかっておりますけども、本町も時間勤務内で事務処理が全てできるということは考えておりません。そのようなことから休暇をですね、取得しようとする場合は、先ほども申しましたように職場に迷惑がかかるとか、そういったためらいからですね、特にサービス残業ですか、これが多くなる可能性も考えられますけども、人事院は年次有給休暇の取得については職員の心身のリフレッシュやワークライフバランスの実現のためにも重要である。そして、民間労働法制において、年次有給休暇の時期指定に係る措置が義務化されたことを踏まえ、各任命権者においては休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、年次取得計画表の活用等により年次有給休暇の日数が10日以上職員は5日以上確実に休暇が取得できるよう配慮すること

を促しております。

そういうことで、多くの自治体は働き方の見直しを行い、計画的かつ効率的な業務処理を進められ、計画的な取得促進に向けて取組みをされております。

本町も今後、先ほど町長も言われましたけども、有給休暇取得の促進に向けては時期指定ですね、これが必要になってくるのではと思うんですが、そういった中で現状の職員の配置でですね、業務に支障が出ないのかですね、そこら辺をお伺いをいたしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回のこの改正っていいですか、本町でも先ほどお話ししましたように7月、9月から夏季休暇ということで時期指定をやっておりまして、その取得に合わせて計画的なですね、年次休暇というのを取得するようにということで、今促して我々はやっているところでございまして、今回の法改正ということでもありますけど、現在行っています夏季休暇の取得の期間の経過後についても、やはり年次有給休暇の取得をやはり、状況を町として、我々としても確認してですね、やはり取得日数の少ない職員というのがたくさんいるわけで、先ほどお話がありましたように、それはやはり管理職のほうからですね、積極的な取得というのを促していきたいと考えていますし、それから夏季休暇の前にも管理職に対しまして課員の勤務状況の把握というのを十分努めさせながら、やはり年次休暇というののとれるようなですね、業務のスケジュールといいますか、そういうのをやはり立てていただいて、管理を、業務管理っていうのをさせていただきたいと、させていただくといえますか、管理職にお願いをしたいと考えているところでございます。

いずれにしても、やはり業務っていうのが住民のサービス低下にならないようにですね、やはり町としまして支障が出ないような中でですね、年次有給休暇の取得を促したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（平田 康範 君）

それでは最後にですね、確認の意味を含めまして2点お伺いをいたしたいと思います。

1点目は有給休暇を与えるためにはですね、適正な職員数の確保、そういったものも必要ではないかと思うわけですが、平成29年7月に策定されております佐々町定員管理計画で、定員適正化推進の手法としましてですね、職員の年齢構成を平準化するため将来を見通した計画的な採用を行い、それから組織力の向上と活性化を図ると、ただし平成30年度、それから31年度は不足している職員数を早急に補う必要があるため、例年に比べて多くの職員を採用すると、また、若年層の職員が他の年齢層に比べて極端に少ないため25歳以下の職員採用を重点的に行うと明記されておりますけども、状況はどうだったのかということが1点目ですね。

それから、2点目は、今日の正規職員とそれから非正規職員の状況、これをどのように捉えておられるのかですね、それとあわせまして、今後この状況の改善に向けての取組み、これを考えがお持ちであればお伺いをいたしたいということで、以上2点ですね、お伺いをいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

先ほど佐々町の定員管理計画ということでお話がありました。これは29年度に策定しました定員管理計画では、平成29年度の現在定員数っていいですか、職員数が、定員じゃなくて職員数がですね、98人を、現在平成34年度には目標値としまして106人に引き上げるということで、最終的に職員数を8名増加させるような計画をしているわけでございます。

御質問の採用状況でございますけど、定員管理計画では平成30年度には新規採用数が5人を予定をしておりましたが、4月時点で実際の採用に至ったのは4名ということでとどまっているわけでございます。

また、計画では来年度の採用予定者を5名と予定していましたが、現時点での採用予定者は4名ということになっております。

また、個々の事情によりまして中途退職者も発生いたしておりますので、定員管理計画での平成31年4月の職員数というのが106名の目標値となっておりますが、現時点での平成31年の4月1日の職員数というのが3名少なくなって103名ということとなる予定でございます。

今後の採用見通しでございますけど、やはり雇用情勢というのが、民間を中心に現在活発でございまして、本町の受験者数というのも年々減少しているのが現状でございまして、やはり採用試験を工夫しながらですね、学校訪問をしたり、やはり人材確保をするような、優秀な人材を確保できるような努力をしていきたいと、特に技術関係のですね、職員っていうのがなかなか入らないというのが現状でございまして、やはり民間のほうに出ていくのが多いということで、我々も頭を痛めているわけでございまして、やはり本町をアピールしながら優秀な人材確保というのを努力しなければならないと考えているわけでございます。

それから、正職員と非正規職員の現状ということでですかね、お話がっておりますけど、4月1日で正規の職員というのが101名でございまして、それからパート、臨時、嘱託の非正規職員が186名ということで、皆様も御存じのとおり新聞で、そういう佐々町が一番多いということでお話がございまして、私どももどうにかしなきゃならないというのが思っております。ただ非正規職員についてもですね、現状としまして、町としまして行政の重要な担い手になってもらっていると考えてございまして、やはり働き方改革の中で非正規職員と正職員の格差というのが課題になるわけでございます。このようなことから、やはり地方公務員法の改正によりまして平成32年4月から会計年度の任用職員制度が始まるわけでございまして、これによりやはり臨時職員、非常勤職員の適正な任用、勤務条件っていうのを確保できるんじゃないかと考えてございまして、町としてもそういうことを考えながらですね、やはり少しずつでも減らしていったって、やはり正規職員になるようにですね、やっていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
7 番。

7 番（平田 康範 君）

それでは、有給休暇が取得しやすい職場環境づくり、これに邁進されることを求めて私の質問を終わります。

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、7 番、平田康範議員の一般質問を終わります。

1時まで、暫時休憩いたします。

(11時55分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の7番議員の質問に対して、町長の答弁の修正が、申し出がっておりますので、それを許可したいと思います。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変不適切な発言をいたしまして申し訳ございません。

_____発言をしたということで、「_____」っていう発言をさせていただきましたけど、これについては「調査研究をお願いします」という言葉に変えさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、町長から申し出がございましたけれども、それで異議ございませんでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

— 日程第7 一般質問（須藤敏規議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、一問一答方式により、8番、須藤敏規議員の発言を許可します。

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

質問通告書に基づきまして3点、公営住宅の未収金のあり方、それからふるさと納税の使い道、それから地域コミュニティの町内会の未加入問題について問うていきたいと思っております。

まず、公営住宅の投資についてということで、毎年度長寿化計画とか、修繕計画によりまして、国の交付金があるということで工事がなされております。公営住宅の維持管理には多大の費用を要していると思っております。このような状況で果たしてよいのか。将来を見据えて全体収支について検証するべきではないかということで質問していきます。

29年度の決算では、未収金が1,620万余りの額がありました。未収率が10.28%、96人の方となっております。

ここ3年間の収納状況を私なりに評価しますと、滞納者の減少で収納額も増加しております。現年度は若干の増加の傾向にあります。しかし過年度分は年度ごと減少傾向にあるものの、全体としてみれば努力がなされていると判断しております。

問題は高額滞納者、高額滞納者の位置付けがはっきりしませんけども、50万以上が13人おられます。1,180万余り。未納者の全体額からすると73%を占めております。それに28年度から29年度の1年間に全然納付がなかった方は5名で、額にして420万程度あります。果たしてこれが民間の借家、アパートより安い賃金に抑えられてある公営住宅において、こういう状況は許さ

れるのでしょうか。解決すべき問題ではないかと思います。

建設課長じゃなくて、きょうはお二人お見えでございますが、課長補佐にお伺いします。私的契約の使用料、家賃の滞納が目立つ中で、収入確保対策についてどのように進めておられるのか、答弁を願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（松田 貴継 君）

住宅使用料の収納確保対策についてお答えいたします。

まず、住宅使用料につきましては、4月から翌年3月まで年12回の納期がございますが、毎年度年間徴収計画を立てまして、これに基づく徴収を行っております。

通常の場合、納期期限の約2週間が経過したときに、納入義務者に対し督促状を郵送し、その後も納付連絡等がない場合は、電話催促や臨戸訪問を行っております。それとともに催告状の発送と連帯保証人に対する納税義務者への完納指導や債務履行要請の書面を郵送しております。

初期の対応については、このような対応で大半が完納または分納に向かうものでございますが、これで進展がない場合、電話や臨戸訪問等を重ねまして、生活の状況なども住民の方からお聞きしながら、個別に対応させていただいている状況でございます。

なお、滞納の解消に向けた進展がなく、滞納状況が特に悪質だと判断される場合、明け渡し訴訟にかかわる司法書士費用など、例年予算計上しておるところではございますが、近年、実際に明け渡し請求に至るような滞納は発生しておりません。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8番。

8 番（須藤 敏規 君）

通常の事務として、督促、催促、連帯保証人に対しての依頼をなさっているということでございますが。

それでは、悪質滞納者っていうのは、どういうのが悪質滞納者と位置付けておられるのか、また、連帯保証人は請求していると思いますけど、全体的に住宅連帯保証人の整備というのはちゃんとなされているのかどうかですね。要するに、これは未納があった場合は、本人または連帯保証人に納付をお願いするような制度になっていると思うんですが、ほかの人の代理納付はあり得ないんですから、連帯保証人の整備っちゅうのが非常に大切になりますが、そこら辺の整備状況についてどうなっているのかお答えください。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（宮原 良之 君）

まず、連帯保証人についてでございますけども、毎年住宅家賃のほうを決定させていただく際に、収入状況のほうを各世帯照会いたしまして、申告をいただいております。その際に連帯保証人の状況に変化がある場合には、あわせて申告のほういただきまして、変更がある場合には新たな連帯保証人を立てていただくというようなことを、毎年度行っております。

それから、悪質な滞納ということの判断についてでございますけども、家族構成、それから生活の状況、収入の状況なんかを考慮、判断しましたときに、そういった納付のほうが困難になるというような判断には至らないような状況にある方が悪質な、そういった滞納の状況にあるというようなことで考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

毎年収入状況の申告の中で変化があった場合はいただいていると。ということは全戸数について連帯保証人は整備されているということで理解すればよろしいんですか、もう一遍確認するとが一つと。

通常でしたら、悪質っちゅうのは、誓約書を出されて遅れた方は、何か月か納められて、また一旦納めて、また誓約書を出しているって、いろいろなパターンがあると思うんですが、そこら辺の位置付けをはっきりしないと、ずるずるずるずると滞納がたまっていく、そういう状況になるのをどう捉えるのかっていうのを2点目。

それから、先ほど収入状況の報告の中に、収入超過者については明け渡しの努力義務があるということで、5年以内に何とかしなさいとかですね、それから高額所得者については、明け渡し請求ができとなっておりますね。その該当者はそれぞれ今現在何人おられるのか、それを答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

建設課長補佐。

建設課長補佐（宮原 良之 君）

まず、悪質な滞納の状況にあるということの判断についてなんですけども、収入の状況だけでなく、そういった生活の状況ということも、御本人さんの面談等を行いまして確認をさせていただき、納付の誓約なんかもさせていただいて、それに基づいた納付を確実に履行いただくというところまで、納付分納をさせていただく場合があるんですけども、その状況がその世帯によっていろいろ様々あると思いますので、明確に何か月というような基準等をあらかじめ設けた上で対応のほうは行っておりませんで、個別に状況のほうを伺いながら対応はさせていただいております。

それから、連帯保証人についてなんですけども、今現状としては、全戸について連帯保証人を設定いただいているというようなことで理解しております。ただし、条例上、1名以上というような規定がございまして、基本的には2名の連帯保証人を置いていただくようにしておるんですけども、生活困窮等で生活保護等を受給されている世帯につきましては、保護費のほうからの振り替え等を条件に1名というような取り扱いをさせていただいている世帯もござい

ます。

平成30年度の高額な収入にあられた世帯については、2世帯ございまして、いずれの世帯のほうも退去に向けた準備を進めていただいております。

以上でございます。

収入超過世帯につきましては、すいません、今資料を持ち合わせておりませんので、確認してお知らせさせていただきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか、後で。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

質問中に下の担当のほうから聞いて後で答弁を願いますが、私もですね、この未収額については、以前に、私債権の管理条例をつくって整理していったらどうかと一般質問したことを覚えているんですけども、なされていないということは非常に残念に思うんですが、世帯の収入に応じて徴収を一時停止する、取らないで置くということをおっしゃりましたけどですね、それは例えば、何年かかって徴収していくかっちゃうのが実際見えないわけですね。先ほど言いました高額所得者を含めて、何年で徴収していくのか。民間のアパートとか借家では、そういうことは通らないもんですからですね。

御存じのように、公営住宅の家賃は全国の夫婦世帯の25%で設定されているのは、基準がですね、一般家庭の生活においても25%程度が家賃とかですね、そういう考え方から、私は25%で収入基準は決められているという認識をしとるもんですから。20万の所得がある人だったら5万くらいですか、4分の1が家の家計という考えで国の制度はつくってあると認識しています。

ですから、5万円以上のが2か月たまれば支払い能力が無理がくる。今のところは3か月滞納したら、催告とか、それを出されるんですけどですね。大きな家賃を払っているところについては2か月ですとか、1か月確実に徴収をしていくとか、そうしないと払う側に立てば、一遍に15万、3か月払うのは普通の人でも大変だろうと思うんですよ。たまればたまるほど、自分に支払い能力がないから自然と滞納に結びつく、そういうことがあるもんですからですね、そこら辺の改善もしていただきたいと思います。

しからば、先ほど言いました未納額の1,620万余りのお金をですね、いつまでに回収していかうかと考えておられるのか。もう再三なさっていますから、先ほどは一遍とおりの督促をして催告をした。そしたら、1年間に何も納めなかった人、100万、80万、150万と、そういう、ある人は実際見たら、佐々におられないわけですよ。このおられない人のための未納額はどのように徴収をしていかうかと考えておられるのか。

今度、新年度予算の中に50万円予算を計上してありますね。空き家請求の。その50万で、さっき言った、実際に佐々におられない、逃げられたどうかわかりませんが、それをずっとこの20年間か、10年間わかりませんが、放置している、それをどう考えておられますか、職務として、怠慢じゃないかなと思うんですけど。

建物を整備したり、それするのは結構です。しかし収入をですね、確実にとって財源があつてはじめて工事などはできていくんじゃないかと思えますけども、実際佐々におられない、行方がわからない、そういう方についての対策はどがんしていこうとお考えですか、お伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

建設課長補佐。

建設課長補佐（宮原 良之 君）

御指摘のとおりでございまして、滞納分について十分に徴収の結果が上がっていないというようなところがございます。既に、住宅のほうを退去されて町外等に移り住んでおられる方についても、年に数回ですね、アポイントをとりまして、もしくは臨戸訪問を行いまして、納付

についての御相談等を行っておるところなんですけども、具体的な成果ということでは上がっていない状況でございまして、大変御迷惑をかけておると思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ももとのですよ、私債権については、本人しか請求できないんですよ。先ほど銀行に調査したような調査権のことをおっしゃったけど、違法じゃないんですか。わからんですけど。

本人を見つけて本人に請求しない限りだめと。ほかの税務課に聞くとか、調査権ないんですよ。私債権については。

ですから、その努力は認めますけど、どのようにしていくのか、本人を見つけ連帯保証人に納付の依頼を出して、なければ保証人から直接納めて、納付をお願いする、そういうのはされているのかどうか、今お尋ねしよる。

何百万というのがあるのをですね、担当者が変わればまたずっと残っていく。町長が11年ずっと残ってきている現状をですね、解決すべきじゃないかな、公平性から言えばですね、先ほども言いましたけど、民間に一生懸命入ってアパート5万とか7万払ってきたと思えば、住宅におれば払わんでもずっと住める、そういう状態が許されるのかどうかというのにも、整理すべきじゃないんですかちゅうのをお尋ねしよるもんですから。

いつまでにそい、今年度中か、来年31年度中に、その町外に出て未納になっとる四百何十万は整理する気で取り組まれるのかどうかですね、そこら辺の前向きな答弁をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の御質問でございますが、先ほどありましたように、公営住宅というのは、やはり低所得者といいますか、所得が低い方が入るような仕組みということで、公営住宅法がつくられていると思っております。

そういうことで、たくさんの今お話がありましたように、家賃が高いとき、そういうことでたまればですね、やはり高額になっていくわけです、だんだん高額になって、そういうことで支払いが滞るってということがたくさんあるわけです。

私も公営住宅係にいました、須藤議員も多分おられたと思いますし、そのときには公営住宅は滞納者一人もいなかったんですけど、今現在はそういうことで、なかなか厳しいところにあるわけでございます。

しかしながら、やはり先ほどお話がありましたように、民間の住宅は、払わなければすぐ出ていけということで退去させられる。やはり公営住宅というのはそういうところが少しぬるいところがあるわけでございますけど、やはり町としましては、やはり公営住宅という平等性を考えればですね、やはり住宅として、今までの家賃を払っていなかった人たちにはもちろん、払っていただくようお願いをしなきゃならないし、それから、先ほど保証人が1名ないし2名が付いておられるわけでございます。そういうことで、保証人の方にもお願いをして、やはり町としまして、滞納者をなくすっていいですか、それいつまでっていうことはちょっとなかなか難しいわけでございますけど、町としましては、そういう努力をしなきゃならないと思っ

ていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（13時23分 休憩）

（13時24分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

平等性の観点から、町長から答弁いただいたんですけども、私がお尋ねしたのは、来年度中でも、町外に出て何百万の処理を手がけるかどうかちゅうのをお尋ねしたわけですね。本来的にいえば、公営住宅の家賃だけじゃなくて、水道料金とか、ほかの私債権についてはどこどこでもあるはずですから、たまたま公営住宅に代表して質問受けとるもんですからですね、そういうことで全庁的な取組をしていただきたいなと思いますので、それを来年度中にとにかく、実際取りに行っても取れないと思いますよ。何百万も一遍に納めろと言えばね。仕事をしてきたとであれば一つ一つ裁判所に訴えても取れるかもわかりませんが、怠慢でしてないことを裁判所で正当性を言っても通らないと思います。ですから、そういう形をとるためには、一つずつ整理していったって、最後の手段は担当がよくどうすればよいかは勉強なさっているから、知っておられると思うんですけども、そういうことで来年度中でも、その高額所得者の対応のね、定義が先ほど言いましたように、わかりませんが、29年度の資料では13件大きなものが上がってましたですね。それについて取り組んで整理をするような答弁をいただけないですか。いかがですか、町長。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

水道料も住宅料も料でございます、税金でございませんで、やはり我々としましては、その御本人にですね、お願いをしなければならんと思っていますし、それについて、やはり町としまして、やはり高額滞納者がずっと残っているということであればですね、それに取り組むような仕組みの中でやっていかなきゃならないと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

担当に伺います。

町長はさっきから御本人に見て相談せんばっておっしゃってんですけどね、御本人は不明って書いてあったんですよ。連絡とれるんですか。未納者は知っていますでしょう。実際に。保証人がおれば、すぐ相談に行っても取れるということなんです。御本人がわからんということだし

よう。そこら辺はどがんですか。確認。わかっているんですか、その町外に出られた方などは。連帯保証人とかは。連帯保証人は、台帳は整備されたとさっきおっしゃいましたから、すべて連帯保証人は整備されていると理解のもとで質問していますからですね。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長補佐。

建設課長補佐（宮原 良之 君）

既に町外のほうに出られた滞納をされた方の対応についてなんですけども、御指摘のとおり、不明ということで、こちらのほうで行方がとれない方も数名いらっしゃいます。

御本人様がそういった不明ということでわからない方については、連帯保証人さんのほうに納付のお願いのほうをさせていただいているというような現状でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

ということは、連帯保証人に対して手続をとって進めていくということで、理解しておけばいいんですね。確認します。

議 長（淡田 邦夫 君）

事業理事。

事業理事（川内野 勉 君）

須藤議員に対しては、釈迦に説法になるかもしれませんが、確かにおっしゃるとおり、私債権においては、時効の消滅をはかるというのが非常に難しくなっております。行方不明者にとって、時効の援用は非常に厳しい条件になっておりますので、万一消滅時効で落とすとしても落とせないという現実がございます。

ほかの公的な債権につきましては、援用を要せずということになっておりますので、こちら側で不納欠損というふうなことで議会にも御報告しながら進めていますけれども、何遍も言いますが、私債権につきましては、時効が行方不明者には援用をとることができませんので、消滅できないという問題がございます。

さきに質問されておられた中で、いわゆる私債権の管理条例ですか、過去に質問されておられるということで、こういった私債権を落とす分につきましては、自治法の96条で議会に一件一件諮って、時効消滅させる以外に方法がございませんので、そういった分につきましては、管理条例を早期につくりまして対応していきたいというふうに考えております。

また、民法の改正も行われておりまして、32年4月1日からは施行されるというような状況で、31年度中にはその対応に向けた検討も執行側はしなくてはなりませんので、31年度中にあわせた中で、議会のほうに御提案していきたいというふうに考えております。

こういった時効の消滅が難しい債権でございますので、できるだけ早いうちに滞納を整理する必要がありますと考えております。いわゆる滞納者が払いやすい額のときに対応するというのが、私債権の一番の重要なところだというふうに思っておりますので、徴収基準といいますか、そこらあたりもちゃんと定めて臨機応変に対応していくように考えていかねばならないと思っております。

そのようなことで、現在はそういった基準もございませんけれども、きょうのお話をしっか

りと胸に刻みまして、31年度確立していきたいというふうに考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

今、理事から答弁いただいたようにですね、担当者は既にそういう内容は知っておられるはずですからですね、時効はですね、不納欠損できない債権が私債権というのは知っておられると思いますけど、時効の援用ということで、本人を内容証明とか、文書とか、書類でもう時効が過ぎた分は、本人からの意思表示があればもう取れない、取れなくなった場合は1件ずつさっき理事が答弁いただいたように、議会に諮って債権の放棄ですか、議会の議決事項にありますから、1件ずつかけていくようになるんですよ。

ですから、そのためには、法的とる前には一つ一つ、督促から催告、連帯保証人に納付の依頼を出して、次は払わないときは保証人に対して納付をしてくださいと、ずっと段取りをとって、法律条例はみんながこうしようってルールはつくってるんですから、国において今ルールなんかどうでもいいような論議になっとなるんですけどですね。

そういう手続をとらないと、議会で諮っているときは説明できないんじゃないんですかっていうことで、あえてここで質問しとるわけです。すべて議会に諮ってくるんですから、今後、その取り組み方針などはですね、解決策については議会のほうに方針を報告、担当委員会でも結構ですので、報告しながら進めていただくように指摘をしておきます。

次に、公営住宅はですね、全体で、このあいだ募集の、町営住宅の募集がなさったんですけど、568戸あるようでございますが、今、あちこちで一戸建てとか、アパートが建ってるのを見て、見受けられますけども、そういうことで最近の住宅建設の状況から見ればですね、そういう民間住宅のストックなどを見たうえで、本当に町営の住宅として管理戸数は幾らあればいいか、歴代お尋ねしとるんですけども、あえてまたお尋ねをいたします。適正な管理戸数は幾らがいいとお考えですか、担当課答弁願います。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長補佐。

建設課長補佐（宮原 良之 君）

住宅の適正管理戸数についてお答えいたします。

現在、本町における町営住宅の管理戸数は、特定公共賃貸住宅も含めると、議員がおっしゃるとおり568戸ございます。これを町全体の世帯数に対する比率で見ますと、県内で2番目に高い比率になっており、本町の行政規模から考えましても、管理戸数は多くなっているというふうに考えております。

一方、近年は民間における宅地の開発や新築アパートの建設が活発でありまして、本町における居住世帯数も増加しているという現状がございます。

現在、今後の予定も含めた民間住宅ストック状況までを十分に把握はできておりませんが、議員も御承知のとおり、先般策定いたしました公共施設等総合管理計画におきまして、公共施設の約20%を削減するという目標値がございますので、町営住宅につきましてもその対象として、今後管理戸数については検討をしていきたいと思っております。

今後ですね、老朽住宅の入居募集の停止や建替事業による団地の集約を進める中で、民間住宅のストック状況や人口の推移を見ながら、必要戸数をよく検討し、削減に努めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

前後するわけですけど、公共施設の整備計画を以前立てられてされているんですけど、もともと建てるときには住宅のストックなどは調査なさっているわけじゃないんですかね。それで戸数が幾ら要るかということで、住宅政策を公共施設の整備計画で上げたんじゃないんですかね。県下で2番目か人口の割には多いって、把握していないというのは、ちょっとつつまが合わないように思うんですけど。

一辺倒の答えは、私は要りませんから、実践的に前に向いた答弁をお願いしたいと思うんですけどですね。

そしたら、ちょっと切りかわりますけども、公営住宅の申し込みが受け付けしてありますね、年間に3回ほどしてあります。そしたら、その受付時に募集が何人おられて、実際にその期間に入られる住戸は幾つあるのですか。ちょっとお尋ねしてみます。

議 長（淡田 邦夫 君）
暫時休憩します。

（13時37分 休憩）

（13時39分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課長補佐。

建設課長補佐（宮原 良之 君）

すいません。平成30年中の住宅の募集、それから応募の状況で御説明したいと思います。3月期の空き住戸が10戸ございまして応募の件数が19。30年7月の空き住戸が14ございまして、応募のほうは19。11月期の空き住戸が9戸ございまして応募の件数が17となっております、大体1.4倍から2倍くらいの応募の状況となっております。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

これは募集しとる特公賃の住宅はこの中に入っていないですよ。1.4倍から2倍の方があ。要はあれですたいね、申し込む方すべて平等に資格があるから申し込んでおられるわけですか。外れた人がおられるということで。本来なら公営住宅に入ってもおかしくない方が、やむを得ず、どこかの民間アパートか借家に住んでおられる。しかれば高額所得者とか、収入超過者さんに対しては、ほかでも住める収入があるわけですから、適正にして勧奨して移っていただくようにして、本当に真に困った、住宅に困窮した人をですね、入れるようなことをしなくちゃいかんのではないかとの思いから質問してるわけですけども。

先ほど収入超過者は後で答弁、わかりましたかね、収入超過者は。答弁ください。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長補佐。

建設課長補佐（宮原 良之 君）

先ほど、すいません、御質問いただきました収入超過の世帯数でございますけども、平成30年度で70戸、70世帯ございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
8番。

8 番（須藤 敏規 君）

70から、高額が72世帯、こういう方にはですね、そういうことで、申し込み者で漏れる方がおられますから、極力、努力義務をお願いして、まだ困っている方がおられますよって。1.4倍から2倍の方がおられますから、その人たちも公平に公営住宅に入れるような形になるんじゃないかと思っておりますので、そういうふうに努力をしていただきたいと思います。

いろんなことを考えたときですね、最後のこの3番目になるんですけどですね。要するに公会計制度をしてですね、やはりきちんと家賃で賄いながらですね、公営住宅を整備していくってということで、公会計の特別会計の設置について、町長はどのようにお考えかをお尋ねしたい。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

公営住宅の特別会計ということで、今、御質問がありました。公営住宅というのは、家賃収入っていうか、それを主に、運営を主として、運営を行っておるということで、須藤議員も御存じのように、御質問のとおり、特別会計することでやはり財政の管理というのが一元化できるということで、家賃収入に見合う維持管理ということでお話になっていると思っております。一般財源の抑制ということにつながる効果っていうのが、期待はできると思っております。

しかしながら、家賃収入を主財源とした特別会計をやる場合ですね、住宅の入退去とか、入居者の収入変動が影響を受けやすいということで、安定的な維持管理ができるのかっていうことと、それが将来的な財政管理、財政運営を考慮した場合に、不安視するということも出てくるわけでございます。

また、今後、寿命化、長寿命化計画というのを、今、基づきまして、改修とか維持を、建て替えをしなきゃならないということもありますし、多額の費用が見込まれるってということで、これがそういう事業がもう控えてきているわけでございまして、一般財源に頼らざるを得ないところも出てくるんじゃないかと、私どもは思っています。

このようなことから、やはり現時点では、特別会計の設置っていうとは考えていないわけでございますけど、今後やっぱりですね、建て替え事業にあわせまして、民間資金の活用とかですね、それから指定管理者制度というのを、やはり導入しなければ、なかなか町営住宅での費用というのがかかるわけでございますので、そういうことの労力とか費用の削減というのが抑制にはなかなかないと思いますので、そういうことでやはり費用の抑制に努めなければならないんじゃないかと、町としては考えておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

今後は民間事業者への委託とか、指定管理者へとおっしゃいましたけど、それを見据えて質問しているわけですけどね、前段として、まず公営住宅の管理に幾らかかるかがはっきりしないと、指定管理者に提示するにしてもわからないから、まずは公営住宅を幾らかかって、起債が幾ら残っているのかね。また来年一億何千万か、31年度の予算で計上なさっていますけどですね、起債が1,600万くらい残っていますですね。すればするほど建物に対して、起債を借りてしていけば、起債の償還、借金の返済に回るからですね、そこら辺は明らかにするためにですね、まずは特別会計をつくって、管理して、その後は民間事業者でも指定管理者でも結構ですけど、そんなときあるんですけど、そういうことでいかがかなと質問しとっとですけどですね。それは、当初予算のときにまたお尋ねしていきたいと思いますので。要するに、要はよく検討していただくように、いつも得意の検討しますの答弁で結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

得意の検討でいきたいんですけど、やはり検討をさせて、もちろんいただきますけど、やはり須藤議員も御存じのとおり、公営住宅って家賃収入の大体20%くらいですか、大体修理とか何かに、今まで多分ずっと充てていたと思うんですね。それで今、国の補助事業の補助を使いながら、修理をしながらですね、やはりある程度していかなきゃならないということで、やっぱり特別会計だけつくってももちろんなかなか厳しいんですけど、そういう特別会計、指定管理者とか、そういうのにどれくらいの財源とかあるのかっていうのも、もちろん民間に委託する場合でも示さなければなりませんので、町としては特別会計についてはよく検討させていただきたいと思ってますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それじゃ、ふるさと納税制度の関係に移りますんですが、先ほど委員長のほうからふるさと納税で2億円弱の寄附金が寄せられているということでございますが、今、国会の中においても、この返礼品の3割以下に抑えるようにという審議がなされております。

そういうことで、2億円の、多額ではないって言ったら失礼に当たるんですけども、今後の使い道と、総務省の通知によりますと、事業の目的を明確にして寄附者との継続的な取組を推進していくようにと、通知が来ていると思うんですが、寄附者への周知方法の考え方について、企画財政課長にお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

御質問いただきましたそのふるさと納税の寄附金の今後の使い方、寄附者への周知方法の考

え方ということにつきましてですが、ふるさと納税の寄附金につきましては、現在、佐々町協働のまちづくり基金に積み立てをしております、佐々町協働のまちづくり促進基金条例と佐々町協働のまちづくり促進補助金交付規則に基づき事務を進めることとなっております。

しかしながら、ふるさと納税の寄附金として積み立てたものが（須藤議員「時間がないけん、ぱっぱっば要点だけで結構です。」）申し訳ございません。この寄附金につきましては、この使い道には知恵を絞りながらですね、いただいた寄附金を町の政策に反映できるように、ふるさとづくりに役立てるように、制度整備をする必要があるかと考えておまして、新年度において、その方向について研究をしていきたいと考えております。

寄附金の使い道につきましても、今、寄附をいただくときに、3つの項目を例示しまして、その町民の団体の協働のまちづくりの促進事業とか、子どもたちへの教育関連事業とか、使途の指定がなしという、この3つの項目でいただいているところでございますけども、こういった項目もいただいたところで、有効にですね、その活用ができるように今後制度設計をしたいと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

寄附をいただいたら、有効に使わねばだめだとは当然なことですね、有効に使うのが当たり前であって、3つの項目ってさっきおっしゃいましたけど、まず、自然環境保全事業、福祉事業、いろいろありますね。協働のまちづくり促進事業が1つ。2つが子どもの教育関連事業。あとは指定なし、町長の判断で自由にどうぞという3項目ありますけど、それぞれ今、寄附をいただいとる中で、その3つに分けた場合は金額的に幾らずつ来ているんでしょうか。全てが1番目のあれになるわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）

平成30年度の寄附金につきまして、1月末現在で1億1,687万ほどなんですけども、先ほど言われました3つの項目については、町民団体との協働のまちづくり促進事業に841件、3,240万円、子どもたちへの教育関連事業については751件の3,740万円、指定なしが900件、4,700万円ということになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

そんならば、指定なしの町長判断という、この4,700万ちゅうのはもう使っておられるわけですか、どうですか。まだ基金か何かの中にあるわけですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

現状においては基金に積み立てているという状況でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

それなら、今、今度広報さざの3月号をちょっと読んだんですけど、この返礼品に関して、地元の事業者に対して、説明会を今月26日に開催するようになっているんですけども、3番目の質問と重なるんですが、農産物についての返礼品が町が少ないということもありましてですね、果たして農家の返礼品として増やしていくのができるのかどうかですね、可能性があるのかどうかですね、町単独事業をつぎ込んででもつくり上げようと考えておられるのか、今の現状であるものでよかろうと思わすとかどうかですね。これは町長にお尋ねします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

ふるさと納税の、今、返礼品のことでお話があり、佐々町の農産物っていいですか、それも一応、生産者の売上増にですね、一定の効果があるということで考えておるわけでございますけど、なかなか佐々町の、おっしゃるとおり、特産品というのは農業関係でどういうのがあるのかというのは大変厳しい状況でございます。

しかしながら、こういう農業分野の方もですね、参加していただきたいということで、町としては考えておるわけでございまして、やはり今後、従来の農協などに商品を卸していただく、生産者とか事業者の方がですね、やはり栽培した作物をふるさと返礼品につちゅうことで、ふるさと納税返礼品に提供していただくってということで、やはりこれは全国的な販路拡大ということになりますのでですね、やはり町としましては、そういう方たちについて、もちろん特産品の開発等も我々もやらなきゃならないわけでございますので、一緒になってですね、やはり農業の活性化ということでやっていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

地域コミュニティ、町内会関係の未加入世帯のことについてお尋ねするんですけども、関係課におかれましては、資料の提供ありがとうございました。

各町内会にはですね、行政のパイプ役として連携、協力いただいて、広報誌の配布とか、各種委員の推薦、選出、地区要望の取り次ぎや、定期、緊急の配布物の回覧、祝い金の配布とか敬老会の開催、集会所の管理、防犯灯の設置、カーブミラーの設置、清掃の美化活動、工事等の仲介とか調整、いろいろお願いしてされていることと思いますけども、この未加入者におけることをどのようにお考えかということで、加入推進についての考え方をあわせてということで、まずは総務課長にお尋ねします。

町内会長さんに委嘱しておられる業務内容と町内会ごとの加入、未加入世帯から見た業務の見直しの必要性について、どのようにお考えなのか答弁を願います。

議長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

まず、町内会長に委嘱している業務内容ということでございます。

町内会長さんにつきましては、一緒にまちづくり、地域づくりを進めていただくために、町内会の事務連絡嘱託員ということで、主に行政連絡事務として、町が発行する広報誌や各種お知らせ文の配布、町内会に加入されている世帯への配布、回覧を行っていただいております。

その他、先ほど言われた町と町内会の連絡調整ということで、地区の要望等を取りまとめて、町に申請したりというような業務を行っていただいているところでございます。

加入状況ということでございますが、こちらにつきましては、平成30年4月1日現在で住民基本台帳に対する加入率が74.6%となっております。10年前、平成20年4月1日と比較しますと、当時の加入率84%ですんで、9.4ポイントほど減となっております。

逆に世帯数でいきますと、町内会加入世帯が5世帯減の4,348世帯。現在の、すいません、30年4月1日の住民基本台帳の世帯数が647増してますんで、5,827世帯という形で、こちら虹の里のほうは除いておりますけど、そういうような形でなっております。これにつきましては、転入される方の世帯が町内会に加入することが減少したり、また各2世帯の方が、世帯分離ということで、世帯数が増加したことが原因じゃないかなということで考えております。

転入された方の世帯の背景としましては、若い世帯の働きざかりであったり、仕事が忙しかったり、子育てが忙しいということで、地域の活動に参加したくても参加できないという状況もあって、加入を控えられてるということもあるのかなということで考えております。

それで以上です。よろしくお願いします。

議長（淡田 邦夫 君）
8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

今、総務課長から答弁いただいたように、20年度では84%、現在の30年度は74.6%、それぞれ資料をちょっと見たらですね、毎年度1%ずつ減ってきている状況であります。私なりにちょっと集計をしてみたんですけども、町内会で20世帯以下が5町内会ありましたですね。21世帯から50世帯が3町内会あります。50世帯から100世帯までが6町内会。101世帯から200世帯が9町内会。200世帯から500世帯までが9町内会。町内会によってもものすごく差があるのも一つあるわけですね。

新しく町営住宅ができて一つの町内会とした団地とか、あとはもともと農家集落の中にアパートができたり、町営住宅ができたりして、大きくなった町内会とか、さまざまな町内会がありますからね。ですから昔からのいる村社会の、私たちですけどね、だんだん高齢化で減っていった、自然と20世帯以下になっているということですね。そしてあるわけですけど。

現状としてですね、住民福祉課の窓口で町内会に加入しようというのをやっているって聞きましたけどですね、まだまだ改善する、もし今の現状の加入率でよしとすればよろしいですけど、公平性からいけばですね、いろんな配布物とか、連絡事項とか、行政のサービスについて、町内会長を通じて提供している今のこのシステムの中で、未加入者にはそのサービスが受けられないという状況ですね。どのように解消していこうと思われるのか。

このままで町内会に加入しない人はそれでよしとするのか、公共サービスを公平にサービス、提供するとなれば、同じように郵送で提供しなくちゃなんわけですね。広報誌もすべて、町が町内会長さんを通じてしているものはですね。そこら辺の考え方は、町長は後でいいですか

ら、総務課長さんにちょっとお尋ねします。解消策。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

当然加入率は減少しておりますので、先ほど言われた住民のサービスの平等性という部分に関して以外でも、やはり佐々町のまちづくりというのは、その地域の方のコミュニティが核となってまちづくりを進めていくという中では、非常に重要なことだと私は思っておりますので、そこは加入率はやっぱり上げていくというような部分がやはり前提かなと考えてはおります。

しかしながら、これは町内会加入というのはあくまでも任意ということが前提でございますので、町が加入推進を直接住民さんに働きかけるというわけにはいきませんので、そこはしっかり町内会長さん、いわゆる町内会連合会等ございますので、そちらの団体としっかり話しながら加入促進、加入率のアップという部分について対応できればということで考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

主に連合会の皆さんとですね、話し合うて、私は、増える町内会と減る町内会はそれぞれ独特のコミュニティをつくっていいという考えを持つとるものですから、その中で、低い加入率があるところではね、六十何%、下は100%、100%超えた町内会もあったものですから、それは統計問題で資料がおかしかったのかどうか分かりませんが、4月1日現在でお金を出すものですから、そういう関係で後で精査をしてください。

今から各町内会ごとにテーマはあると思うんですよね。騒音の問題とか、ペットの糞の問題とか、今はやりの詐欺、オレオレ詐欺とか、いろんな社会問題がありますからですね、町内会ちゅうのは、そういう身近な生活の人と一緒に共同で、きずなっていくんですかね、それがもともとの、NHKであっとった村社会を見たんですけど、書いてあったんですよ。テレビで放映があっとったものですから、始まりは村社会はそこからっていくことであったものですから、やはりお互いに助け合うていくのが町内会の始まりだと聞いたものですからですね、村社会。ですから、必要とあればやはり加入推進にやっぱり協力してやっついていかないと、直接行政が未加入者に対して公共のサービスを提供していくのは、非常に難しいものですから、やはり一緒になって、その町内会自体がなぜ若い人が入らないのか、高齢化で入らない。若い人で入ったら役員をさせられる。いろんな課題がそれぞれの町内会であると思うんですよ。

そんなら、やはり昔からの人がその役員をなっとして、あそこに入っていくってちや小使いになるんじゃないかと、いろんな話を聞きますよ。ですから、若い人がどういうコミュニティをしていくかちゅうのは、町内会ごと問題は抱えていると思います。あとはその連合会と町と一緒に、そんならどうするのかというのを協議していただきたいんですよ。

ほかの進んだ町内会はですね、連合会と町と一緒に加入推進にパンフレットをね、何枚か分厚かったですよ、つくって、窓口でして、役員さんが定期的に未加入者を回るとか、それぞれなさってますよ。

そういうこともありますので、今後はですね、町長さんがいつもおっしゃると、暮らし一番。やっぱり地域の生活にかかわる課題をですね、優先してやっていただければと思います。

20年後、私たちが団塊世代ですから、もう90くらいになるんじゃないですかね、20年後佐々

町をどういうふうにしてお考えですか。最後に町長に、どういうのをつくりたいとお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長、あと答弁1分しかありませんのでどうぞ。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、須藤議員がおっしゃったように、2040年問題を言っておられると思います。2040年度、私たちは多分いないと思うんですけど、ただ人口ものすごく減るわけでございまして、1万ちょっというところで推計をしておりますけど、先ほどお話がありましたように、加入率の低下ということは大変、地域のコミュニティがですね、機能がやはり低下するということで、我々も心配しておるわけでございます。

そういうことで、やはり町内会の組織といいますか、組織に入ってやはりサービス低下が起これないようにですね、我々も、行政もしなきゃならないと思っていますし、やはり平等にサービスを受けられるという方策が一番いいのは、やはり町内会に入っていてですね、やはりみんなでそういうことで盛り上げていただくと、地域の発展に寄与していただくというところが、やはり大変大切ではないかと思っていますし、やはり地域文化の衰退ということを考えれば、やはり我々としましても一緒になってですね、町内会長さんと一緒になって、やはり町内会の加入というのは促進をしなきゃならないということで考えておりますので、その方策をどうすんのかというのは、やはり今後、町内会の連合会長さんとか、連合会の皆さん方とお話をしながらですね、やっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

須藤議員。

8 番（須藤 敏規 君）

これで質問を終わりますので、御清聴ありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、8番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。

10分まで暫時休憩といたします。

（14時04分 休憩）

（14時12分 再開）

— 日程第7 一般質問（長谷川忠議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、4番、長谷川忠議員の発言を許可します。

4 番（長谷川 忠 君）

4番、長谷川です。久しぶりにこの演台に立ちます。

では、早速まいりたいと思います。

一般質問で順番に通告書に基づいた形で、ちょっと脱線するかもしれませんが、よろしくお願いします。

佐々町エリア防犯カメラの設置ということでちょっとお尋ねしたいと思います。

ことし1月31日木曜日、口石免で不審な紙が貼られていたことを発表した新聞がありました。江迎署によると、町営団地敷地内の木に黒いフェルトペンで「ダレデモイカラ殺しタイ」と、などと書かれた紙と、包丁2本突き刺さっていたということです。午前7時45分ごろに、貼り紙に気づいた60代の男性が近くの交番に通報したそうです。

江迎署は、防犯行政無線などで付近の住民に注意を呼びかけていました。このことから、安心安全をスローガンとする本町の基本方針を揺るがす事態ではありませんでしょうか。

3月に入った現時点でも犯人は捕まっておりません、という情報は入ってもおりません、ごめんなさい。

このような状況の中、住民を恐怖心に駆り立てるような許しがたき事態を放置することは絶対できないと思います。たとえいたずらとしてもこれは完全なる犯罪です。このようなことから本町では、事前に佐々小、口石小、中学校、佐々中学校、生徒たちに、平成30年には、11月防犯ブザーを購入配布しております。また、同年12月には、佐々小学校、佐々中学校に防犯カメラを設置導入準備をしています。確かに防犯カメラは個人を監視するため、個人情報の保護における観点から難しいとは思いますが、犯罪事件が発生してからでは遅いのです。

そこで提案です。商工業事業所施設に防犯カメラを設置してもらうことが、町の安全にも大きな効果をもたらすのではないのでしょうか。民間施設での防犯カメラ設置推進を行えば、より安全なまちづくりができるのではないのでしょうか。町長としてはどうお考えでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

1月31日に、先ほど、議員がおっしゃったように、佐々口石団地近くの街路樹に殺人予告の貼り紙が貼られている事件があったということで思っております。町の対応としましては、先ほどお話がありましたように、江迎警察署から依頼によりまして、直ちに防災行政無線で注意喚起の放送を行っております。

それから、学校とか、町立保育所については、朝の登園時に住民福祉課員を見回りをさせて行っておりますし、教育委員会でも各学校との連携を行いまして、教職員の引率によりまして、集団登下校を実施いたしておりますし、保護者には一斉メールとか、プリントにより情報提供を行っております。

それから、登校時には教育委員会の職員も公用車により見守りとか、それから、江迎警察署では重点的にパトロールなどを警戒をさせていただいておりまして、先ほどお話がありましたように、まだ事件については解決していないと、捜査中であるというのみの情報は本町も得ておるわけでございます。

先ほどお話がありましたように、防犯カメラの設置というのがお話がありました。町の施設におきましては、役場駐車場とか、小中学校には防犯カメラを設置しておりまして、犯罪の抑止っていうか、施設の安全管理というのは今図っている状況でございます。

しかしながら、防犯カメラの設置というのは、やはり監視カメラの懸念とか、それからプライバシーの侵害、それからデータ管理などの問題もなかなかありまして、現時点では、民間施設への設置というのはなかなか、時間のかかる、設置っていうのがなかなか、こちらから働き

かける、設置に関する助成などというのはなかなか難しくてですね、今のところ助成というのは考えていないわけでございます。

先ほど申しましたように、防犯カメラのプライバシー等の問題もありまして、民間施設への設置が必要なのかどうかというのは、やはり個々の施設の方がですね、やはり判断していただいて設置すべきではないかと、設置すべきなら設置するということで、判断をすべきではないかと考えているところでございます。

防犯については、やはりハード面的な対策も重要であります、やはり町としましては、日ごろの挨拶運動等を通じながらですね、地域の見守りや、やはりつながりが犯罪の抑止につながるのではないかと思いますし、それについてやはり効果があるのではないかと考えています。

先ほどお話がありましたように、佐々町では佐々っ子応援団による見守り活動とか、地域における防犯パトロールなどの活動が行われているところでありまして、今後町としましても、そのような運動、活動を支援しながらですね、やはり安全、先ほど言われましたように、安全で安心なまちづくりを目指してですね、町としましても頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

今の町長の答弁で、そうなるかとは思ってました。この佐々町というところが、やっぱり地域的にもコンパクトな町ですので、どうにかやっぱりよその町村とは違った意味で、先進的な、結局物を導入するということで、本当に住みやすい町だと、そういうことをやっぱり強調するのなら、やっぱりどうしても結局各やっぱり商店街もありますし、工業所なんかいろんな現場もありますから、そういうところで実際に人けの少ないところなんかには特にですね、やっぱりそういうのを設置することがやっぱり大事なんじゃないかなろうかと、それにおいて、やっぱり町のほうからもバックアップという形で、補助金を出すっていうぐらいの形のものはもっていけないもんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町がなかなか民間施設に防犯灯っていうか、防犯じゃないカメラを設置するというのは、なかなか厳しいことだと思っています。

しかしながら、防犯カメラというのは、我々も犯罪抑止につながる、効果的であると思っていますし、昨年6月ですね、開催いたしました、佐々町の通学路の安全推進会議ということで、においては、10か所のうち7か所についてですね、防犯カメラの設置が望ましいという指摘を受けたところでございまして、その中でもやはり児童生徒の利用頻度が高いですね、高くてそれから危険性が高いという箇所についてはですね、やはり記録的な防犯カメラの設置に向けた検討を進めた方がいいんじゃないかということでお話をいただいております。

国の補助制度の活用ということも、町としまして検討することによってですね、例えば、それからもう一つは個人情報との関係で、地域の方々ですね、やはり了解を得ることが大変重要なことでありまして、そういう設置条件というのはなかなかクリアーができるのかというのを今から検討しなきゃならないと思っていますので、いましばらくですね、今、教育委員会のほうで検討していただいておりますのでございまして、やはりしばらく時間がかかるのではないかと

と思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）
教育委員会のほうにちょっとお聞きしたいんですけど、今、子どもさんたちを見守るという形で防犯カメラをどこのほうに設置、7か所あるんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

先ほど、町長のほうからお話があったように、本年行いました通学路安全点検の中で、保護者から各学校10か所ずつ保護者アンケートに基づいて、そして保護者とともに精査した危険箇所、設置箇所を各学校10か所、小中学校10か所ずつ合計20か所について、安全対策会議で安全点検を行う箇所として、本年度10か所の見回りをいたしました。

具体的な7か所についてはですね、できますれば、ホームページのほうに安全マップということで20数か所、教育委員会のホームページのほうに掲載しております。また、後ほど、できますれば、資料として議員さんにお示しできればと思っておりますが、ここで読み上げることはちょっと、この場では控えさせていただければなと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）
わかりました。とにかくこの防犯カメラというのは、ちょっと個人情報もいろいろありますし、問題はあるかと思いますが、今後、やっぱりこういうふうに、本当、現在日本のどこで予想しがたき事件が多発してますので、町としても何らかの形で防犯カメラを、導入を、助成金として出していただけるようになればいいかなということで、終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

次に行きます。

佐々町で住民転入時における町内会加入登録推進対策についてですけど、先ほど先輩の須藤議員が的確に突いてすばらしい発言をなさいましたので、私はこのことに関してはちょっと割愛したいと思っております。

しかしながら、町としてこの加入推進に対して具体的な取組というのはどういう形でやろうとなさっているのかだけはちょっと、町のほうでできる、行政のほうからできる、その形は何らか考えていらっしゃるかな、お聞きしたいなと思っておりますけど。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

加入促進に関する具体的な取組ということでございますけど、先ほど須藤議員さんが言われたときに回答したんですが、まずは、今やっている取組としましてはですね、転入者には町内会の活動の趣旨や、活動内容、加入手続などに関する町内会加入の御案内というチラシを渡し、該当する町内会、町内会長の連絡先などの案内を転入者には行っているというような状況でございます。

先ほど言いましたように、今後も町としましては、町内会の加入の案内は進めていきますが、あくまでもちょっと任意と、加入は任意ということでございますので、町内会に加入したいと思われる方に対しての御案内を差し上げるというような形にとどまっております。

ただ今後、先ほど言われたように、町内会の加入率が低下しているという課題がございますので、それにつきましては、具体的には、町内会長さん方とじっくり話をさせていただいて、すぐに解決する問題ではないとは思いますが、取組をさせていただきたいなということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

やはり、今、長谷川議員がおっしゃったように、加入率が低下するということは、大変ゆゆしきな問題ってということで、我々も認識しているわけでございます。

やはり地域を支える人材というのが、先ほど須藤議員がおっしゃったように、2040年問題でありまして、全部高齢者になって、若い人たちがいなくなるということで、やはりそういうことで地域を支える人材が不足するわけですね。そしたら地域防災機能とか、地域の祭りとか、いろいろな行事があるわけでございまして、そういうことが継続困難になるということで、やはり地域文化の衰退につながるのではないかと考えていますし、やはり地域のコミュニティーの低下にもつながるということは、やはり町としましてもですね、やはりこういう活性化につながらない、活性化が遅れるわけでございますので、町としましても、やはり地域に入っていたいでですね、みんなで一緒になってですね、地域を盛り上げていくっていうのが、我々としましても、これは行政の課題でございますので、今後、町内会長さん、それから連合会の会長さんとかもいろいろお話をしながらですね、どうしたら加入していただけるかというのは十分検討してやっていかなきゃならないのではないかと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

先ほどから、丁寧に御説明していただいてありがとうございます。

でもちょっと、僕も住民福祉課のほうの窓口に行くと、ちょっとパンフをもらったんですけど、ちょっと貧弱ですよね。正直言って。その町内会加入の御案内ですか、それに裏には町内会でこんな活動していますっていうけど、なんかこう、ちょっと佐々町らしくないな、もうちょっと時代の先端に行くような感じでできないものかと、パンフづくりを。これは考えられておりませんか。

せっかく、やっぱり役場の窓口で一番顔ですからね、やっぱり住民福祉課って。転入時の際に、やっぱりこれくらいのパンフじゃちょっと寂しいんじゃないかと思って。だから、ちょっ

とよそをちょっとお借りしてきたんですけど、ちょっと福岡なんですけど、こんなして福岡なんかは生活ガイドといってファイル式になっているんですよね。だから、次年度、次年度、月が変わるにつれてそこ冊子を入れ替えて、ちょっと転入者にお渡しして、その緊急医療とか、防災とか、市役所の役割とか、各種相談場所とか、全部この目次に乗っているんですよね。このページを開くと、そのまちのことがわかるようになっているんですよ。だからこういうのも、ちょっとパンフレットで導入してつくるのも一案じゃないかと思ったんですけど、いかがなものでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
大変素晴らしい参考で、我々もそういうやはりきっちとしたですね、ものをつくって、やはり佐々町に、町内会に入っていだけるようなですね、やはりそういうパンフレットといいですか、そういう資料をつくってやりたいと考えていますので、各町から、別の市ですね、他市町村を参考にしながらですね、そういうことをやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（長谷川 忠 君）
もうこれはちょっと須藤議員がおっしゃいましたので、これは割愛していきます。
次に行きます。
最後になりましたが、先般の中枢連携離脱において、今後の本町の政策はいかがお考えでいらっしゃるのかと、これをもう重点的に聞きたいなと思ってよろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
中枢連携都市圏の参加につきましては、12月の議会でやはり皆さん方に御心配をかけたということを思っていますし、やはりほかの市町村にも御心配をおかけしたということで、佐々町の住民の皆さんに対しても大変申し訳なく思っているところでございます。
やはり議員の皆様方に、我々がよく説明がまずかったと思っていますし、やはり御理解いただけるような十分な説明ができずですね、大変残念に思っているところでございます。
私は将来的にも、佐々町においても、やはり人口増加というのはなかなか見込めないと。なかでやはり高齢化の進展とか、それから税収の減少、社会保障費の負担増とか予想されるわけございまして、そのような中で、やはり住民の皆様には持続的な行政サービスを提供するというので、連携によりまして重複する公共施設の利用とか、行政サービスを広域的に行うなど、やはり効率・低コスト化ということで、取り組むとは大変重要なことだと考えておりまして、やはりそのためには、やはり我々としましても、参加する必要があると考えているところでございます。基本的にあらかじめ、連携する、すいません、佐々町は西九州させぼの広域連携っていうことで参加するちゅうことは、ほかの自治体との連携協力も、様々な事業が、サービスを行うということで思っておりますので、やはり圏域人口っていうのが、やはり人口減少

を食いとめるために様々な相乗効果が生まれると、私は考えているところでございます、やはり引き続きですね、この枠組みに向け参加ってということで、議会の皆様方の御同意をいただけるような努力ってということは、今後ともやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

具体的に言っただけなのは、ちょっと無理だと思っていますので、わかりますけど、我々議員が賛否を問われて否決したわけでございますが、この中枢連携が、今、この佐々町において、住民の方が本当温度差があるんですよね。わかっていらっしゃる方と、中途半端で、何ねこれってというような感じで、だからもう少しどういうふうに町民の方に知らしめたらいいのかと。僕ら議員としては立場上、すべからず住民の方に御説明しなきゃいけない立場じゃあるんですけど、どういうふうに言ったらいいのかってということを、ちょっと困っていることもあるんですよね。これは今後執行部のほうで、中枢連携を離脱したという立場の中において、いろいろ思考なさって、これから佐々らしい、連携を組まないでも、地元を大切にやる心根でやっていかれるということをお願いして終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

答弁はいいですか。

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

はい。

もう一つ。いいですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、どうぞ。

4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

2月の中旬にですね、ある新聞に掲載されていた記事なんですけど、共同通信が行った広域連携に関するアンケートでは、34%の自治体が反対し、賛成は30%にとどまったとの記事があったんです。その記事を見て、執行部としてはどう判断なさっていますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

2月24日の長崎新聞の記事のことを言っておられると思います。共同通信が行った広域連携に関するアンケートということで、新たな市町村圏の連携について、34%の自治体が反対し、賛成は30%にとどまったということでございます、新聞記事の新たな市町村連携というとは、国において、複数の市町村で構成される行政主体として、圏域を新たな行政単位に位置付ける、法制化するということ、検討するということでございます、そのことについては、国とか県

から具体的な情報が、提供があっておりませんが、連携中枢っていう都市圏っていうのが、基本的にはあらかじめですね、連携する事業の内容について、今、佐々町と佐世保市っていうのは連携すると、間で協議して連携事業として実施するという合意したものについて、議会の議決に基づいて連携協約を集結した上で、締結した上で、連携して進めるようにするものでありまして、事務の効率化とか、それからコストの軽減とか、それから地域活性化を図ろうというものでありまして、国が検討されている圏域っていうのが多分あったと思います。この圏域っていうのが、いうのは、圏域を行政主体とするということでございまして、これはそれを法制化するというで法的な権限とか、財源をですね、例えば、付与するというものでございまして、地域に分けて個々の独立じゃなくて、一緒にやるっていうことですね。財政もそれから（川副議員「そい違うっちなか。そい中枢連携は中核市を中心とした中枢連携議案でしょ。」）

議 長（淡田 邦夫 君）

暫時休憩します。

（14時35分 休憩）

（14時39分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4 番議員。もう一回。

4 番（長谷川 忠 君）

すいません、ちょっと内容的に、ちょっと似通ったとがあるもので、ちょっとわかりづらいところがあったと思いますけど、中枢連携離脱とは違うんですね、これは。だから広域のほうの連携と、また国自体がやっていることがまた別物なんですね。そこをはっきり聞きたかったものですから、ちょっとお伺いしたんですけど。よろしくお願いします

議 長（淡田 邦夫 君）

そしたら、今のこれは、通告書の中にはですね、中枢連携においての今後の佐々町ということで書いてございますので、それは取り下げさせていただきたいと思います。

（私語あり）

はい、わかりました。どういうふうに違うか。

企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

もう一度説明させていただきます。

新聞記事で新たな市町村連携についてということで記載されておりました、国や県から具体的な情報提供があっているわけではないんですけども、現在、佐々町が今後の参加を目指して取り組んでおります連携中枢都市圏とは、趣旨が異なるものでございます。

連携中枢都市圏は、基本的にはあらかじめ連携する事業の内容について、佐々町と佐世保市との間で協議し、連携事業として実施すると合意したものについて、議会の議決に基づき連携協約を締結した上で連携して進めていくものでありまして、事務の効率化とか、コストの軽減、地域の活性化等を図ろうとするものでございます。

これに対しまして、今、お話ししました国で検討されている圏域というのは、圏域を行政主体として法制化しまして、法的権限や財源を付与するというものでございまして、地域の実情に応じた、自立した自治体運営が確保されるのかがわからないなどの問題があるのではないかと思います。

佐々町としましては、引き続きこの連携中枢都市圏への参加に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（長谷川 忠 君）

ちょっと明確にわからなかったもので、質問という形になりましたので、どうも、これでよろしいです。どうもありがとうございました。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、4 番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。
50分まで暫時休憩とします。

（14時40分 休憩）
（14時50分 再開）

— 日程第7 一般質問（永田勝美議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、3 番、永田勝美議員の発言を許可します。
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

3 番、日本共産党の永田勝美でございます。通告書に基づいて質問をいたします。
まず最初に、町内交通の整備について、前々回、前回に引き続いて質問をいたします。
最初に、町内交通の整備についてですが、これまで質問をしてきた中で、町長は私の質問に対して、地域福祉計画の中で今後の整備については検討していくとお答えになっています。そして、地域福祉計画については、町民アンケートをもとに検討すると述べられております。
そこで、まず、最初にお聞きしたいのは、町民アンケートの集約状況についてどうなっているかと、あるいはその町民アンケートの中で交通整備についての特徴的な意見、要望等がありましたら御紹介いただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員がおっしゃっていますように、地域福祉計画というのを、今、計画策定ということで、それに向けたアンケートの集約を行っている状況でございます。

2月26日現在で1,103件の回収ということになっておりまして、全体が4,411件でございます

ので、25%の回収率ということの状況であります。先ほどお話がありましたように、特徴的な意見ということでどうだったのかと、多くの方々からさまざまな御意見をいただいておりますが、特徴的な意見ということで、一つは福祉や他人に頼るより、自立心を育てる教育、学習法の指導が欲しいということで、自分の生活健康はまず自分で守る努力をしていきたいと。

それから2番目に、高齢で遠隔地のために、交通手段が自家用車に頼る以外はない。小型のバス等の運行がお願いできればと思う。自家用車同乗等の必要なときにお願いができる状態ではないということでございます。はがき一枚出すにしても、地区にポストがないため遅れたり、近いところでは4キロかかるということで、出しそびれることが多いということでございます。

それから、3番目でございますけど、4月に佐々に引っ越してきて皆さん温かく住みやすい町だと思えます。これまで長崎市に住んでいて、こういうアンケートがなかったので役場の皆さんが、町民の暮らしやすさをとても考えている町なんだなということで、改めて思うということで、協力したかったのでこのアンケートに答えましたということでございます。

それからもう一つは、以前、佐世保市に住んでおられた方から、佐々町は高齢者のほうの福祉が充実してうらやましいと言われたということで、こうしたアンケートをとられること自体が、福祉に対して意識の高さを感じるということでございまして、佐々町のひとり暮らしの高齢者の方も多くいらっしゃる。できる限る高齢者の方に声をかけたり、様子を見守っていかたいということ、地域のつながりが大事だということ、アンケートをいただいています。

以上の意見をはじめまして、多くの御意見をいただいておりますので、後日、全体を紹介できればということで考えているわけでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

ありがとうございました。御紹介いただいた交通整備についての特徴的な要望・意見の中で、高齢で自家用車に頼らざるを得ないという方や、あるいは4キロも離れていたところに行かないとポストがないといった状況なども紹介されました。是非ですね、交通整備というのは本当に町民の大きな願いになっているんじゃないかなというふうに思います。

先ほど来、同僚議員の質問もありましたが、今般、児童生徒の通学路で発生した不審な事案ありました。町民に大きな不安を与えています。その後の経過について、非常に心配の声が寄せられていますが、最新の状況もわかれば、お教えいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

私どもも非常に気になっておるところで、先般、たしか先週の金曜日でしたかね、ちょっと日付があれですけど、二、三日前に江迎警察のほうに問い合わせをいたしました。公式には捜査中であるということしか申し述べられないという御回答でございました。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

いろいろ子どもたちの間でもいろんな風評があっておりまして、警察のほうも確かに捜査上の秘密というのもあるんでしょうけれども、少なくとも町民の安心をもたらすような情報であれば、積極的に開示いただきたいということを、是非要望していただければというふうに思います。

その上で質問ですけれども、こうした子どもの通学路での安全確保という点でも、町内交通、巡回バス等は非常に有用だということについて議論してきたところでございますが、町長のほうにですね、これまでのお答えいただいた町長の答弁を、少し整理をさせていただきました。

まず、前提となるような問題ですが、一つは現行のタクシー初乗り運賃の補助については、大変町民の間から喜ばれているけれども、全体の利用としては、町長は利用を引き上げるためにもっと工夫が必要だというふうにおっしゃいました。それから、移動支援の手段についてはやっぱり複数の組み立てを検討すべきだということもおっしゃいました。

そういう2つの課題っていうのは述べられたかというふうに思います。その上で町内循環バスの有用性については、有用性はあるということは確認できたのではないかとというふうに思います。

一つには、子どもたち児童生徒の登下校の安全性の確保。2番目には、買い物利用、それから3番目には、タクシー初乗り運賃補助と組み合わせることで、通院利用等の改善にもつながるのではないかと。町内移動が簡便になることで、介護予防や地域交流活動の活性化、あるいは山間部の運行などでは、小型のワゴンバスでの活用などで対応する。こうしたことが有用性を引き出す上で非常に重要ではないかという議論でありました。

今後の検討課題については、一朝一夕には行かないということでありましたが、公営にするのか民営にするのかと、いわゆるいうことですね。それから、コースをどういうふうに設定するのか。運行時間帯の設定、利用者負担の設定、何よりも財源対策といったことが今後の検討課題というふうに町長のほうはお答えになってきたかというふうに思います。

そういった点で、町長の今それに加えての問題意識等もあればお答えいただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

町内バスっていいですか、町内循環バスということでお話をしております。有用性ということでお話をしておりましたが、これについても、今、地域福祉計画という策定の中で委員会の各委員から意見をお聞きすることになるということで考えています。

移動手段ということで、先ほど今うちもタクシーですね、初乗り運賃を補助しているということもあります。この利用率が低いっていいですか、なかなか初乗りだけでございますので、やはり遠くの人がなかなかそういう利用されないと思いますし、タクシー会社は十分ありますのでですね、できる限り思っていますけど。タクシーとバスと併用できれば一番いいんですけど、やはり費用の面がですね、なかなか厳しいわけございまして、まず一点は、整理すべき課題というのが、6点ほど今、町としては考えているわけございまして、1点目は、自家用車をお持ちじゃない方で、御家族のやはり送迎支援を受けられない方の対応をどうするかということございまして、やはり高齢者の聞き取りでは、やはり買い物支援が対応として移動販売とかですね、そういう配達支援などの活用されているケースが結構あるということも伺っております。

続いて2点目ですけど、やはり年齢的に運転免許証の返納ですか、された方への対応があり

まして、これについて1,800人、今近い方が75歳以上ですね、の年齢になっていらっしゃるということで、免許証保持者が500人ぐらいいらっしゃるということで、やはり、近年の免許の返納ということで、平成27年には25人、28年には18人、平成29年には33人という方が返納をしていらっしゃるということで、この返納された方の移動手段というのは、まず実態がですね、実際に把握はできていないわけございまして、今後は早い段階でですね、情報収集に、情報をつかまなければならないと思っていますし。

それから3点目は、やはり通院とか買い物支援を想定した外出支援というのがあるわけございまして。やはり買い物とか通院など、どのような時間帯で移動されているのか。

それから循環バスを運行すれば、ニーズが高い時間帯に運行しなければならないということもありますし、いろんな条件が出てくると思います。どんなエリアを循環させるのかとか、そういう課題もありますので、しかしながら、そのエリアの方々のタクシーの助成金はどのように今、取り扱うのかということも考えなきゃならないわけございまして、そこら辺が今、課題として浮かび上がっているところございまして。

4点目は、介護予防などを行う上での外出支援があるわけございまして。これまで地域包括支援センターとか社会福祉協議会などで、どのような時間帯に事業を組み立てるかということで、とても、ことが必要になってきようかと思っております、全体的に整理できた段階で対応していくということが必要ではないかと思っています。

それから5点目ですけど、佐々町ですから佐世保市内への病院の通院の方がたくさんいらっしゃるわけですね。病院の支援、通院支援というのをどうするのか。現行制度のタクシー助成を維持しながら、さらに佐世保市への交通支援を行うということになりますと、やはり相当の財政負担というのが生じるわけございまして、全体的な交通支援というのが、先ほど永田議員がおっしゃったようにですね、それを支援の組み立てっていうのがどうするのかって、必要になってくるんじゃないかと考えてございまして、複数の、それからもう一つは、複数のですね、移動支援を検討する場合っていうことで、現在、タクシーと助成券とかバスとか、いろんな組み合わせがあるわけですね。その組み合わせをどうするのかっていうことで、やはり、自宅から町の中心部とか、町の中心部から今度は町外の病院とか、そういういろんな移動手段というのがあるわけございまして、そういういろんな組み立てが出てくると思っております。

しかしながら、これを全体的にやっていくとなると、相当な財政支援というのが必要になってくるわけございまして、やはりいろいろな課題があるわけございまして、現時点では、どれくらいの費用がかかるのかっていうのをもう少し、どの程度かかるかなどをやっぱり検討しなければならないんじゃないかと思っていますので、そういう具体的な検討をどうするのかっていうのは、今後、十分話し合いをしながらですね、やっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

わかりやすい答弁でありました。

それで、その上で助成金の問題についてですね、一言申し上げておきたいと思いますが。現行、行われていますタクシー初乗り運賃の補助の利用者については、対象となる方の約半分、そして実際に受けられたチケットですね、いわゆる割引チケットの利用率というのが、またその半分ということで、全体としては正確な私メモを見ておりませんが、おおむね1,000万円程度の費用がかかっているのではないかと。それが仮にまんどに全ての人が申請をされ、100%使ったということになると4,000万円ぐらいかかる計算になるかなというふう思うんですね。

ですから、今ある制度を本当に町民の方が全部使うとですね、4,000万円ぐらい、町は補助を出さないといけない。それが今1,000万円で済んでるっていうか、これは、表現は難しいですが、1,000万円の利用にとどまっているということは、このもともとの枠組みとして、そういうその佐々町としては4,000万円の外出支援の予算というのを、もともと想定したのではないかと。利用率についてどうかというふうにあるんですけども、その枠内であれば、一つの考え方ですけども、今ある制度のその発展形として、さまざまな組み合わせ可能ではないかなということもですね、一つ申し上げておきたいというふうに思います。

いずれにしても、町民の町内交通整備に関する要望というのは大変切実なものになっています。毎日の買い物にも困ると、何回も紹介して恐縮ですが、地域から魚屋さんがなくなったというお話などもあってですね、お父さんの晩御飯の準備をするのに魚を買いに毎日1キロ歩いて往復せんといかんというようなお話もありました。

そういう点で、もっと深刻な事例もたくさんあるわけですが、切実な要求でありますから、是非ですね、今回のアンケート等を参考いただいて、私も先ほど来、町長が上げられた幾つかの検討課題についてはまさにそのとおりだというふうに思いますし、ぜひ早急ですね、検討と具体化ということを求めているというふうに思います。

続いて、教育環境の整備について質問をいたします。

最初に、先にですね、通告書の2番目のテーマにしておりました就学援助の問題について質問をいたします。

一つは、ことしから就学援助の入学前の支給について具体化をされるというふうにお聞きしておりました。お聞きしたところ3月半ばの支給ということが始まるとお聞きしておりますが、申請状況はいかがかということと、それから就学援助の認定基準ですね。佐々町の場合は生活保護基準と同収入という1を割合を示し、そして、ほかの要件も加えて認定するというふうにしておられたものを、県下で最低という基準になるので、これについては近隣と同じように1.2倍とか1.3倍というふうに変えていただきたいという要望でありました。これについて改定する旨の回答はありましたが、今年度どういう基準になっていくのか、いつから改定されるのか、この2点について、最初にお答えいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

就学援助の申請状況と入学準備金の状況についてという御質問ですけど、先月2月25日の時点の就学援助費の申請状況でございますが、中学校が50件、小学校が74件、計124件でございます。昨年の3月27日の時点の申請状況と比較しますと小学校で14件、中学校で15件の減少となっております。

これは、今年度から31年4月に小中学校へ入学予定者から新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金を3月中に支給することにしたため、事務処理上2月1日を第一次の締め切りとしたことが影響しているのかなというふうに考えているところでございます。

この時期は確定申告の時期と重なることから、書類が間に合わなかったことも理由の一つと考えられますので、3月に入っても、もう入っておりますけれど、例年のように随時申請も受け付けを行いまして、新入学児童生徒入学準備金については、できるだけ全員に早い時期に支給できるように努めたいというふうに考えております。

なお、申請があった分については3月初旬、あと数日中には恐らく支給できるのではないかなというふうにめどを立てているところでございます。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

ことしの3月に今、回答がありました支給の児童生徒学用品費の早期支給の内訳でございますが、小学校1人当たり4万600円に当たりますけれども、支給対象児童数が6人、24万3,600円、それから中学校1人当たり4万7,400円、支給対象生徒数が15人ということで、71万1,000円という内訳になっております。

まだ申請されていない方も中に先ほど答弁のとおりあるかと思っておりますので、随時状況をみながら臨機応変に対応させていただきたいというふうに考えております。

それから、御質問のもう一点の支給要件の見直しにつきましては、前回、前々回でしたか、御質問をいただいております。それとまた合わせまして、うちのほうも、ここ数年ですね、県内の自治体の状況調査も行っておりましてまいっております。

県内の状況を言いますと、1.0以内というのが県内で1市1町、それが本町が含まれているわけでございます。それから、1.2倍以内というのが県内で8市町、それから1.3以内というのが10市町、そういった状況、県内の状況。

それから、全国的な支給認定率、そういったところを鑑みまして、平成31年度町部局と協議を進めまして、検討をこれまで進めてきたところでございます。

議長（淡田 邦夫 君）
3番。

3番（永田 勝美 君）
31年度から改定ということでよろしいのでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

平成31年度予算に関することでございますので、ここでというのが答弁を苦しむところでございますが、実施に向けての検討を進めてきたところでございます。

議長（淡田 邦夫 君）
3番。

3番（永田 勝美 君）

わかりました。あわせて就学援助の問題については、ことしは新たなですね、改定が、今年度の政府予算案の中で準備されています。多くのお母さん方の要望等も踏まえてですね、入学準備金、それらについては、小学校、中学校とも1万円増額するというので、政府は29年度の予算、いわゆる31年度の予算に計上をしております。さらに修学旅行費の単価についてもですね、5万7,500円から6万300円に、卒業アルバム代を新規に補助対象とするということで、小学校が1万890円、中学校が8,710円というものが新設されることになっています。

これらの基準については、全て地方交付税で措置されると言われていますので、今後の対応について検討されているかどうか、わかっておりましたらお答えいただきたいというふうに思います。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

議員御質問のとおり、国の2019年度予算が3月2日の末明に衆議院議員で可決され、予算案は参議院に送付されているところでございます。まず、今年度内の成立が確定したということではあると思っておりますけれど、本町におきましても、少し早い段階でそういったことについての情報はいただいておりますが、案の段階であり、今後さらに変更となることも想定されることから、町の準用保護関連の要綱改正、あるいは平成30年度予算への計上には至ってはいないところでございます。

今後、対応については町部局と協議、周辺自治体の状況等を見ながら早急に検討していきたいと思っております。なお、修学旅行費については、現在も実費支給ということでやっておりますので、あと大きく変わるところは、新入学児童生徒援助費と卒業アルバム代かなというふうに思っているところでございます。

議長（淡田 邦夫 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひともせつかくの制度でありますので、子どもたち、まあ、国も数少ないながら子育ての費用軽減を図る措置ということで打ち出しているわけですから、活用していくことが重要だと思います。ぜひ可能であればですね、今年度の入学援助金等にさかのぼった適用等もね、検討いただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

それから、2番目の問題ですが、給食費の無償化の問題についてです。前回から提起しております給食費の無償化の問題について質問いたします。

前回の質問を振り返ってみますと、子育て負担が年々大きくなっていることを指摘しました。文科省の調査では小学校で年間30万円、中学校では45万円かかっているという調査結果があります。賃金が上がらない中で、教育用の支出が年々大きくなっている現状は、義務教育を無償とした憲法26条に違反する状態ではないかと。国が本来、負担を行うべきだが、自治体としてもできることがあるとして、給食費を無償とする制度を行う自治体が増加していることを紹介しました。全国では82の自治体を実施しているというのが文科省の調査です。

さらに、前回の議会で、佐々町でこれを実施するためには、新たに今、一部補助をやっておりますけれども、新たに4,000万円の追加予算が必要となるという試算が示されました。町長は財政的な負担を考えると実施は厳しいというふうにお答えになりました。

そこで、質問ですけれども、きょうもふるさと納税のお話がありましたけれども、ふるさと納税の受入額というのが前年度と比較して大きく伸びてることがありました。受入額と費用を除いた実質の金額というのが、どういうふう从前年度から変わってきたのかということをお示しいただければというふうに思います。2月末、まあ、最新のものですけれども、いかがでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一朗 君）

1月末現在で寄附額が1億1,600万円ほどになっております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
どうぞ、いいですか。
3 番。

3 番（永田 勝美 君）
要するに費用を除いた実質の金額、要するに返礼品やあるいは手数料を差し引いて、町に実収入として入って来る金額は幾らかということもお示しいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画財政課長。

総務理事兼企画財政課長（迎 雄一郎 君）

返礼品が3割の返礼品で、そのほか事務費を除いたところで、2分の1が町の基金のほうに積み立てをしているという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）
実収入でもですね、5,800万円の収入が、前年度、おっしゃいませんでしたが1,000万円台だったかなあというふうに思いますので、5,000万円近くですね、増えていると。そういう点で、ふるさと納税の使い道については基金に積み立てるという対応をされておりますけれども、これの使い道としてですね、項目の中にもありますが、給食費の無償化や、あるいは奨学金制度の充実などですね、子どもさんたちに使うという選択肢というのは重要な選択肢の一つだと思います。

これについてですね、ふるさと納税のもともとの使い道というか、それとしても沿うものでもあるし、そして大きな意義があるところではないかと思ひますし、御協力いただいた多くの全国の皆様にですね、胸を張って報告できる内容ではないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ふるさと納税っていうのが、まあ、恒久財源じゃないわけですね。この臨時的な財源ということで考えればですね、やはり12月の議会の際にもお答えしましたように、財政的な問題、給食費のあり方とか様々な意見もあるわけでございますけど、やはり給食費の中にですね、これを入れて、これで活用する事業というのは、やはりなかなか難しいんじゃないかと思っております。

先ほど永田議員がおっしゃったように、子どもたちの教育関連事業ということでですね、使うことはやぶさかではないわけでございますけど、この給食費というのは、やはりずっと続くわけですから、ふるさと納税の基金というのは、恒久財源ではなくて臨時的な財源と我々は捉

えているわけでございまして、これを使って行く場合、ふるさと納税がなかった場合どうするのか、出てくるわけでございますので、現状は今の一般財源で充当させていただきたいということを考えているわけでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

要はですね、子どもたちの子育ての費用を応援する、あるいは進学についての経済的支援を行う、こういったことはですね、本来、国がもっともっとやるべきことではないかというふうに考えるわけです。しかしながら、町としてもね、できることはやるというスタンスがやっぱり非常に重要ではないかなと考えておりまして、そういう点で、例えばそのふるさと納税のいわゆるインターネットのバナーなどにですね、この費用については、このように使っていますということをやっぱりきちんと報告したほうがいいんじゃないかと。

その際にですね、ふるさとなんとか基金やったつけ、名前は正確に覚えておりませんが、基金に積み立てられております、将来にわたって活用させていただきます、ありがとうございますって言うことじゃなくてですね、これによって、子どもたちが給食費が無料になりました、進学ができるようになりました、この喜びの声を伝えますみたいな、そういう報告のほうが、寄附をしてくれた方に対しても、非常に好感を持たれるというふうに思いますし、そういったものであるので、ぜひ多くの方々に御協力いただきたい。そういう町のスタンスというのを示すということがね、やっぱり非常に重要ではないかなということも考えるものでありますが、一言いかがでしょう。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ふるさと納税の使い道ということで、先ほど永田議員がおっしゃったように子どものための教育関連事業ですか、そういうことで、しかしながら今、現段階で具体的にどれに使うのかっていうのは、まだ決めていないわけでございますね。

その中で、やはり先ほど申しましたように、臨時的な寄附金ということでもありますので、町としましてはやはり活用する事業については、やはり慎重に検討をしなければならないんじゃないかと思っていますし、そういう寄附をいただいた皆様の思いをですね、やはり今、永田議員がおっしゃったように、やはりまちづくりっていいですか、そういうことに生かせるようにですね、大切に活用させていただくように考えたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひ前向きの御検討をいただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。国保の問題についてであります。

冒頭で、2 番目に書きましたが、県単位化に伴って、昨年度から国保会計に長崎県国保への負担金というのが納付が義務づけられることになりました。これは、この負担金によってです

ね、払うことによって、それによって給付をですね、保険給付をすべてそこで賄うということなんですけれども、平成31年度の負担予定額というのが大幅に引き上がるのではないかというふうに言われています。今年度、平成30年度と比較してどれくらい引き上がる見通しなのか、わかっていればお答えいただきたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

平成31年度の国民健康保険事業費の納付金でございますけれども、一般被保険者分でいきますと、昨年度と比較すると約3,800万円の増となっております。退職分、退職被保険者も含めた全体で申しますと、約3,600万円増の3億8,000万円となる見込みでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

国保特別会計のもっとも大きな支出ということになるわけですが、これがですね、1年間で3,800万円も多くなるということはですね、佐々町の国保にとってはゆゆしき事態かなと。昨年6月時点での国保の世帯数は1,883世帯というふうに聞いております。1世帯平均では幾らになるかという、1世帯当たりですね、2万215円の値上げということになります。11.13%も上がるわけです。

先ほども言いましたが、御承知のように国保の負担金というのは、本来は町民が使った医療費を県の国保から支払ってもらうためにつくられた制度ですよね。町民の医療費は、前年度と比較して伸びていないという現状があると思うんです。伸びていないにもかかわらず、今回のような大幅な負担金の引き上げが行われるということは、制度上の欠陥があると言わざるを得ないというふうに思います。放置すれば、高すぎる国保税が更に引き上げられる恐れがあると思いますが、町としてはこの事態をどのようにお考えなのか、今後の対応についてはどうお考えなのかということをお伺いしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

御質問の納付金が高すぎるのではないかとということでございますけれども、その本町だけを見れば、おっしゃるとおり医療費の伸びは抑制はできております。ただ、都道府県化によりましてですね、これは県全体の医療費の伸びもこの納付金算定に影響があることになります。また、本町のですね、県全体に占める所得や人数のシェアが増加していることも、今回納付金の増の要因の一つでもあります。

それからですね、この納付金の算定の基礎となりますその被保険者の見込み方につきましても、県と各市町で構成される県市町国保連携会議でいろいろなパターンを示して協議がなされ、決定されたものでございます。ですので、今後の改善策というところでございますけれども、この国保の事業費の納付金の増加を抑えるためには、医療費の抑制に努める必要がありますけれども、これは、県並びにですね、県内の各市町全体で取り組むべき課題だというふうに思っ

ております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

要するに、佐々町は医療費は伸びていないんだけど、県全体の医療費が伸びている。大きく伸びているところというのは都市部ですね、そういったところの医療費の伸びの分の負担をですね、佐々町がかぶるということになっているわけです。シェアも上がってきたと言うんですけれども、他のところよりも人口減少率がやや少ないということをもってですね、その割合が高くなると。佐々町の努力というのは、医療費の節減努力をしてもですね、医療費が高くなるという、非常に困った現象になるわけですね。ですから、制度の欠陥ではないかというふうに思います。

そういう点で、これをですね、すべて町民の国保保険税として課税をするということになれば、それこそ世帯当たり2万円近くの値上げということにならざるを得ないわけですが、これを仮にですね、基金で賄うと、基金で充当して値上げを抑えるという選択をした場合でも、基金の総額は1億円余りですから、その3割、4割がですね、その一時金によって失われると。

この国保の県単位化というのは、町民にとって大きなマイナスとなっているんじゃないか。なぜなら、基金は町独自の制度改善の重要な蓄えであります。それが損なわれ続ければ、いずれ町財政の圧迫あるいは保険税の大幅引き上げが避けられなくなるということです。こういった状況を黙って見過ごすことはできないのではないかというふうに考えます。県に対して、やはり納得のいく対応を求めていく必要があるんじゃないか。

県はそもそも、県の財政からそういったときにですね、財政出動するということはないのかということも含めて、要望する必要があるんじゃないかと。また、こうした、そもそもこうした制度をつくったのは国でありますから、国に対してもしっかりとした要求を行っていくべきであるというふうに考えますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

永田議員がおっしゃることよくわかります。私も国保のその会議にも一回行かせていただきました。やはり、今、国保を真っ先に決める場合の、今の現状を考えればですね、佐々町の負担は少ないほうでいくわけですね。そしたら長崎市とか大きい都市部は、やはりそれだけ国保を使うわけですから、それだけ負担金が増えるわけですね。

そういうことで、今全体的に今、ならしていこうということになっています。まだ佐々よりまだ小値賀とか島とか何かが、まだ五島とかなんかが利用率が少ないわけですから、負担が大きくなるわけですね。離島のほうは別に緩和措置をとっているということで、お話を聞いていますけど、やはりそういうことで、県にも私も話をさせていただきました。県のほうにも補助ついていますか、そういうとを出さなきゃならないんじゃないかということで出しましたが、やはり全体的に一緒にあれをやろうということですね、話がつきまして、そういうことになったわけでございます。

町としましても、やはりこういう現状というのはなかなか難しいわけでございます。ただし、やはり国民皆保険というのは、やはり我々としましてもこれを維持しなければならないと思っ

ていますし、今から高齢化が、年齢構成が高くなるわけでございまして、やはり今、我々が入っている共済、協会の健保などと比較するとだいぶ高いわけでございます。

しかしながら、やはりこういうことを、保険料も高くなっていますけど、町としまして、やはりなるべく、やはり健康増進対策というのを一所懸命やってですね、やはり医療費がかからないような抑制といいますか、そういうこともやって、やはり今の健康保険っていいですか、保険制度を、国保制度を維持しなければならないと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（永田 勝美 君）

ぜひ必要な対応、現状のままのような負担が続くという対応については、これは本当に町にとって一大事というふうに言わざるを得ないというふうに思いますので、必要な対応をですね、求めておきたいというふうに思います。

あわせてですね、その国保制度の大きな欠陥といいますか、ともいうべき均等割の問題についてですね、この間、質問をしてまいりました。赤ちゃんが生まれたら国保税を引き上げることになるなどですね、協会健保など他の保険と著しく不公平となっている国保税の均等割、あるいは均等割、平等割課税の解消に向けて、全国的にも取組が続けられています。

先日のニュースで見ましたけれども、岩手県の宮古市ではですね、子どもの均等割を完全に免除するという制度をつくられたそうです。改めて均等割課税についてですね、この均等割と世帯割分がなくなっちはじめて協会健保並みの保険料になるという今の現状ですね。

それで、ここを見るときに、佐々町でもやはり子どもさんへの均等割というのは廃止すべきだと、少なくとも子どもさんへの均等割はね、廃止すべきだと思います。せめて3人目以降の子どもさんへの課税はやめてほしいと、繰り返し要望してきましたけれどもいかがでしょうか。

前回は、県下統一で対応を求めていく。保険料についてもおっしゃいました。しかし、現状はですね、いわゆる医療機関の数や、あるいは利便性そういったところで、県内の医療格差も非常に大きくて、そのためもあってですね、年齢構成もやや違うということもあってですね、保険料については、佐々町は県下で最低クラスなんですね、金額的にはね。一番高いところは川棚町ですけども、川棚町と比較すると約10万円、4人家族の世帯でね、差があります。

これを埋めるというか、統一するというのは非常に問題が大きいと思いますし、そのためには高いほうに統一されたら、佐々町はその分高い保険料を払わなければいけないということになるわけですから、そういう点でもですね、先ほどの負担金の引き上げというのは、そういった布石というふうにも考えられるし、そういう点では、そういうふうに、まあ言ってみれば、悪くなるほうでの負担増というのは統一のほうに向かう。だったら、国保の均等割の廃止ということについてもね、やはり統一してやるべきではないかと。

私は、現実的に統一というのは難しいわけですから、現実的にはやはりできるところから始めると。いいほうに合わせる、負担に安いほうに合わせるというのが、やはり原則だと。そもそも均等割・平等割というのは不公平だということをね、町長、認めておられるわけですから、その点についてはね、ぜひ検討いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

均等割の見直しということで、国の要望等の今お話がございました。

多子世帯の均等割の見直しなどということで、子育て支援の観点からもですね、やはり9月の議会で申しましたとおり、やはり国の支援制度というのをやはり創設されるのが一番いいのではないかと、我々も思っていますし、町村会ですね、全国町村会のほうでもですね、国を通じて要望すべきではないかと考えておまして、今年度の全国町村会の要望、国への要望の事項の中にも、「子どもに係る均等割の保険料を軽減するための支援制度を創設すること」ということでですね、要望活動をしております。

その中で、やはり町としても全国的な流れってということで、国への要望の中に盛り込まれておりますので、町としてもそういうことで要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3番。

3 番（永田 勝美 君）

かつて全国の知事会ですね、知事会は、1兆円の国の負担増を国からの国保への財政出動を求める意見書というのを提出しました。今、国保の県単位化に伴って約3,400億円ですか、新たな負担ができたというふうに言われていますが、今の問題もですね、非常に重要なことだというふうに思います。

全国町村会の要望事項の中にですね、入ったということは、非常に喜ばしいことだというふうに思いますし、ぜひともですね、その具体的な実践例として、例えば3人目の子どもさんの課税をやめると。これについてはね、前回お答えになりました。年間で134万円ですよ、町の持ち出しはね。だから、この134万円の持ち出しで、いわゆる単純に免除しただけでも、今、佐々町の国保は黒字ですから、子育て支援のスタンスというのは、立場というのは示せる、そういう状況にあるわけですから、ぜひとも積極的な検討を求めておきたいというふうに思います。

最後に、町政の基本問題について、基本姿勢について質問いたします。

まず、最初に、防災の問題について質問をしたいというふうに思います。防災対策、極めて不十分な現状ではないか。防災マップの説明や全庁的な避難訓練、避難所の改善、防災無線の改善、災害時の要配慮者への対応などやるべき課題は数多くある。しかし、なかなか計画的な整備が進まないという状況にもあるということも事実かと思います。

そういう点で、私は3回続けて質問しておりますけれども、役場の職員の中にやはり防災の専任の担当者を置いて、研究等、それから計画づくりをしっかりと進めるということが重要ではないかということを指摘してきましたが、専任の配置の方向というのは計画されていないようですね。そういう点で、専任配置の必要性はないというふうにお考えなのか、そのことについてお尋ねしたい。防災課をつくれという要望ではない、専任の担当者を置いて、経年的にその仕事を積み上げていくということが今必要ではないかと。それをやって、そして、やはり町政の防災政策としてきちんとくみ上げていくという取組がね、今求められているんじゃないかということを申し上げてきているというふうに思うんですがいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、12月にも御質疑があったと思っておりますけど、現時点でなかなか専門職員という

のが、なかなか配置というのは難しいわけでございますけど、やはり今後、定員管理計画のお話がありますので、やはり職員を増やす計画をしております。

その中で、やはり全庁的な職員配置というのを検討しながらですね、防災担当職員の充実というとは、今、永田議員がおっしゃったように大変大切なことでございますので、町としても検討をさせていただきたいと考えております。

31年度から2か年にわたりまして地域防災計画の見直しをやりよるんですね。今、考えておりました、この業務量的にもやはり非常に多岐にわたるっていうことでございますので、やはり防災担当っていいですか、そういう職員というのもなかなかいらっしゃれば、そういうことで、充実というのはやらなければならないと考えておりますけど、やはり専任ということになりますとなかなか町の職員だけではですね、厳しいと、今、考えておりました、やはり少しでも業務っていいですか、そういう力を入れられるようなやはり体制づくりといいですか、そういう担当体制づくりをですね、担当の課長さんをお願いして、体制づくりをやっていききたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

一言だけ、その専門職員じゃなくて専任の職員というふうに申し上げました。そういう点で、担当課のほうでも積極的な検討をですね、求めておきたいというふうに思います。

基本姿勢の2つ目の問題です。一つは、町長は町政に対して町民の意見をどのように取り入れていくのか。今回、2月号の町の広報で、連携中枢都市圏の問題について特集記事が掲載されました。その内容は、タイトルで「町民の皆様へ」として、「西九州させば広域都市圏からの佐々町の離脱について」というタイトルでありました。

先ほど来、同僚議員からも離脱という表現でお話がありましたが、広域都市圏の発足は、ことしの4月1日とされています。佐々町はいつ離脱したのか、もともと参加しなかった佐々町が離脱するということはありません。事実不参加というのが正しかったのではないのでしょうか。行政の文章としては正確ではなく、極めて不適切というふうに考えます。町民の間からは数多くの心配の声が寄せられています。離脱したことによって、佐世保の総合病院に町民はかかれなくなるのか、火葬場は利用できなくなるのか、救急車は佐々町には来てくれなくなるのかなどの不安の声が出されています。現実にもそういうお話を伺いました。「いや、そんなことはないですよ」というふうに、もちろん説明をしましたが、離脱という表現はそうしたインパクトを与えるものになっています。町民の心配の声に対して、町はどう答えるのか。一言、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

広報さざの2月号の住民の皆さんが見られて、様々な御意見があるということは承知しておりますが、離脱という見出しにつきましては、平成29年度の連携に向けての協議を進めておりました西九州させばの広域都市圏の協議会から離れるという、抜けるという意味でございます。例えば不参加という表現もあるとは思いますが、協議会から抜けたので、事実の表示としては誤りでは私はなかったんじゃないかと思っていますし、そのような表現で住民の皆様をおおる、不安をおおるというような、町として、私としては、考えはなかったということで

ざいますので、御理解をいただければと思っております。

先ほど消防や救急車など、佐世保市との広域で行っているサービスや、それから佐世保市との医療機関の利用などについての今回の不参加で、何か不利益を受けるということはあるのかということで、これはないと私は思っていますし、もちろん我々は佐々町の住民の方をですね、守るのが我々の仕事ですので、そういうサービスの低下っていいですか、そういうことは我々としては絶対許してはならないといえますか、そういうことはできないと思っておりますので、ここは、そういうこと雰囲気は私はないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

やはり連携協議からの離脱というのはわかりますけれども、いわゆる都市圏、見出しはね、「広域都市圏からの佐々町の離脱」というふうになっているんですね。よく見ていただければそうなっていると思います。また、内容についても、中の文面の中でですね、「佐々町として必要な部分だけ連携する」いわばいいとこ取りの制度という表現もあります。これも極めて恣意的かつ一方的な断定というふうに言わざるを得ないのではないかと。

昨年11月14日に議会の全員協議会が開かれました。その際に担当課長はですね、9月に追加された4事業については、佐世保市が行う事業ということで、佐々については参画する必要がない。そこは今までそういった協力連携事業として参画するということについては説明がなかった中で、9月の段階で言われたということもあったので、そこは佐世保市に対しても抗議したところでございます。こういう説明がありました。

議会に対する説明では、佐々町は参加する必要がない事業にも協力するというふうに言われた。これは決していいとこ取りということにはならないのではないかと。事実はいいいとこ取りどころかですね、カジノ I R 誘致に協力する苦渋の選択が迫られたのではなかったのかと。広報全体として、こうした事実をゆがめるものになっているのではないかと。

こうした町民に不安を与えるというものになってるっていうことについてはですね、広報の記事は少なくとも訂正なりお詫びなりということが必要なのではないかとというふうに考えます。いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今のお話があって、公平、不公平というお話がありました。ただ、私どもは住民の方からそういう、これは不公平だというお話は聞いた覚えはありません。私、全然、今までそういうことは聞いておりません。やはり町としてはいろいろ弁護士さんにも相談して、そういうお話を聞いて、これでいいのかっていうこと、これで大丈夫だろうかっていうこと、後からそこで、議員の皆さん方にも御理解を得るように今後とも努めますということで、お話は書いてたと思っておりますので、町としてそういう誤解を与えたということなら大変申し訳なかったと思っております。

ただ、我々としてはこういうことで出して、やはり住民の方にですね、判断をしていただくというのが、一番のもとになりますので、やはり住民の方が判断されるのではないかと考えていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（永田 勝美 君）

今、公平とおっしゃったんですが、今、私が言ったのは、要するにいいところ取りという表現は適切じゃないんじゃないかというふうに申し上げたんですね。それは、佐々町参加する必要のないものにも参加しますよということで、いいところ取りじゃないですよ、これはね、ということを使った。いや、もう時間がないので結構です。

町民の税金を使って行う広報については、やはり正確さが求められると思います。今回の事態は、議会が連携承認を否決したことによって、連携には参加しないという選択になった、そういう中での問題です。佐々町としては、連携中枢には参加しないけれども、近隣の市町との対等平等・互恵の厚い協力関係を築いていくことこそ求められるのではないかというふうに思います。

現に、12月以降もですね、佐々町は佐世保市からの要請に応えた応援給水を行うなど、重要な協力を行っており、一方で、救急や医療や火葬場利用なども引き続き利用させていただいてると、友好的な協力関係を維持しているっていうことをね、やっぱり確認して付け加えておきたいというふうに思います。

以上でですね、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
答弁はいいですか。
3 番。

3 番（永田 勝美 君）
はい、結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）
はい、以上で3番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

（15時49分 散会）